

淺間神社	駿河國	多賀神社	近江國	淡川神社	攝津國
建部神社	近江國	宮崎神社	筑前國	名和神社	伯耆國
札幌神社	石狩國	龜山神社	紀伊國	阿部野神社	攝津國
臺榭神社	臺灣島	阿蘇神社	肥後國	藤島神社	越前國
宗像神社	筑前國	金崎宮	越前國	結城神社	伊勢國
吉野宮	大和國	太宰府神社	筑前國	豐榮神社	周防國
官幣中社		諏訪神社	信濃國	建勳神社	山城國
八坂神社	山城國	生田神社	攝津國	豐國神社	同上
白峰宮	同上	長甲神社	同上	東照宮	下野國
赤間宮	長門國	海神社	播磨國	常盤神社	常陸國
水無瀬宮	攝津國	英彦山神社	豐前國	照國神社	薩摩國
鎌倉宮	相模國	以上大中(三十五)(社)		婿國神社	武藏國
井伊谷宮	遠江國	(神祇官所祭爲官幣社)		靈山神社	岩代國
八代宮	肥後國	官幣小社		梨木神社	山城國
梅宮神社	山城國	大國魂神社	武藏國	東照宮	駿河國
貴船神社	同上	波上宮	沖繩縣	四條岨神社	河內國
大原野神社	同上	竈門神社	筑前國	唐澤山神社	下野國
吉田神社	同上	別格官幣社		國幣大社前國幣中社	
日枝神社	武藏國	談山神社	大和國	敢國神社	伊賀國
北野神社	山城國	護王神社	山城國	淺間神社	甲斐國
月山神社	羽前國	小御門神社	下總國	寒川神社	相模國
金嶺神社	武藏國	菊池神社	肥後國	鶴岡八幡宮	同上

玉前神社	上總國	安七神社	備前國	生島足島神社	信濃國
南宮神社	美濃國	吉備津神社	備中國	國幣小社	
貫前神社	上野國	嚴島神社	安藝國	砥鹿神社	三河國
二荒山神社	下野國	住吉神社	長門國	小國神社	遠江國
二荒山神社	同上	熊野座神社	紀伊國	水無神社	飛彈國
都々古別神社	磐城國	忌部神社	阿波國	駒形神社	陸中國
都々古別神社	同上	大麻比古神社	同上	岩本山神社	陸奥國
伊佐須美神社	岩代國	田村神社	讚岐國	出羽神社	羽前國
志波彦神社	陸前國	大山祇神社	伊豫國	湯殿山神社	同上
鹽竈神社	同上	土佐神社	土佐國	古四王神社	羽後國
大物忌神社	羽後國	高良神社	筑後國	白山比咩神社	加賀國
若狹彦神社	若狹國	西塞多神社	豐後國	度津神社	佐渡國
氣多神社	能登國	田島神社	肥前國	大神山神社	伯耆國
射水神社	越中國	住吉神社	壹岐國	日御崎神社	出雲國
彌彦神社	越後國	海神社	對馬國	物部神社	石見國
出雲神社	丹波國	金刀比羅宮	讚岐國	沼名前神社	備後國
籠神	丹後國	大洗磯前神社	常陸國	玉祖神社	周防國
出石神社	但馬國	酒列磯前神社	同上	都農神社	日向國
宇倍神社	因幡國	美保神社	出雲國	枚間神社	薩摩國
熊野神社	出雲國	伊太祁會神社	紀伊國	真清田神社	尾張國
水若酢神社	隱岐國	新田神社	薩摩國	伊和神社	播磨國
中山神社	美作國	函館八幡宮	渡島國	神部神社	駿河國

第十五編 社寺宗教 第一章 官社以下定額及神官職員規則 第二章 官國幣社並府縣社制札標式 一一七七

淺間神社 同上 以上中(小六十二)社地方
 大歳御祖神社 同上 官所祭爲國幣社
 戸隠神社 信濃國 右官幣國幣社通計(九十
 諏訪神社 肥前國 七)社神祇官管之
 菅生石部神社 加賀國 諸社
 須佐神社 出雲國 府社
 右地方官管之
 官幣國幣官社以外府藩縣社鄉社二等ヲ以テ天下諸社ノ等差トス右官社定額ノ外式内及國史見在ノ諸社
 期年検査ヲ經テ更ニ官社ニ列スヘシ
 但四時祭官幣ノ列ハ方今神祇官ニ請シテ祭之

第二章 官國幣社並府縣社制札樣式

定
一 車馬ヲ乘入ル事
一 魚鳥ヲ捕ル事
一 竹木ヲ伐ル事
右條々於境内令禁止者也
年號 月 某 縣府

府縣社札文言同上

第三章 官國幣社社務取扱所ノ名稱

明治七年二月二日 敕部省達野第一號

官國幣社官司

社務取扱所稱呼各社異稱候趣今後一般某神社社務所ト相唱可申此旨爲心得相違候事

第四章 官國幣社營繕ニ關スル規程

明治三十六年十月二十六日 內務省訓令第十號

北海道、府縣

右官國幣社營繕ニ關スル規定左ノ道相定ム

官國幣社營繕ニ關スル規定

- 第一條 建築物ノ新築又ハ増築ハ維持ノ目途確立シ風致ヲ害セサルモノニアラサレハ之ヲ行フコトヲ得サルモノトス
- 第二條 明治十年^四本省乙第四十七號達ニ依ル官營建物ノ再築改築増築ハ別記制限圖ノ坪數ニ超過スルコトヲ得サルモノトス
- 但シ特別ノ事情アル場合ニ於テ內務大臣ノ認可ヲ得タルモノハ此限ニアラス
- 第三條 特別ノ事由アルモノニアラサレハ下付ノ保存金及保存金ノ殘餘ヲ以テ建築物ノ新築増築及神苑水道等
新設増設ノ費ニ充ツルコトヲ得サルモノトス
- 第四條 保存金ノ下付ヲ受ケサル神社ニ就テハ維持元資金ノ利子ヲ以テ保存金ト見看シ明治十年^四本省乙第四十七號達本規定第二條及前條ヲ準用スルモノトス
- 第五條 左記ノ場合ノ一ニ該當スルトキハ內務大臣ニ稟請セシムヘシ
 - 一 建築物ヲ新築又ハ増築シ及神苑水道等ヲ新設又ハ増設セントスルトキ

二 本殿 四百年以前ノ建物 特別由緒アル建物又ハ建築優秀ナル建物ノ再築改築及模様替ヲ爲サントス
ルトキ

第六條 第五條第二號ニ該當スルモノヲ除クノ外建築物又ハ神苑水道等ノ再築 改築 模様替ヲ爲サントスル
トキ及工費一廉三十圓以上ノ修繕ヲ爲サントスルトキハ地方長官ニ稟請セシムヘシ

第七條 臨時營繕ノ爲メ各社共通金ノ支出ヲ要スルトキハ内務大臣ニ稟請セシムヘシ此場合ニ於テ不用古材ノ
賣却代金ハ該工費ニ加フヘキモノトス

第八條 第五條第二號ノ建築物ヲ廢棄セントスルトキハ内務大臣ニ稟請セシメ其他ノ建築物ヲ廢棄シ又ハ神苑
水道等ヲ廢棄セントスルトキハ地方長官ニ稟請セシムヘシ

第九條 營繕工事一廉三百圓以上ナルトキハ其執行方法ハ地方長官ノ認可ヲ受ケシムヘシ
各社共通金ヨリ支出シタル營繕工事竣功セルトキハ直チニ其工費預算ヲ内務大臣ニ報告セシムヘシ

第十條 營繕ノ爲生シタル不用古材ニシテ價額一廉三十圓以上ノモノノ處分ニ付テハ地方長官ノ認可ヲ受ケシ
ムヘシ

第十一條 第二條但書第五條及第七條ニ依ル稟請ノ場合ニハ工事ノ金額、設計並圖面ヲ添付セシムヘシ
但第五條第一號ニ依ル場合ハ維持ノ方法ヲモ具セシムルヲ要ス

第十二條 此規定ニ依リ内務大臣ニ差出スヘキ書面ハ地方長官ヲ經由セシムヘシ

第十三條 従前ノ令違ニシテ此規定ニ牴觸スルモノハ廢止ス
(別記制限圖)明治二十二年九月本省第六四二號訓令中ノ制限圖ニ同シ

第五章 官國幣社神饌獻供方

明治十年四月二十四日
内務省達丁第五號

官國幣社神官

各社例祭新年祭新嘗祭及元始祭祀元節除夜毎月一日等別段神饌獻供候節ハ自今平常日供獻備ニ不及儀ト

可相心得此旨相達候事

(同日乙第四十四號府縣へ心得達略ス)

第六章 神宮官國幣社ニ於テ金穀借入ヲ許サス

明治十年十月二十九日
内務省達丁第十二號

神宮並官國幣社神官

各社社用タリト雖モ氏子及其他ヨリ金穀借入候儀ハ不相成筈ニ付此旨相達候事
(同日乙第百一號府縣へ心得達略ス)

第七章 官國幣社寶物書畫什器類管理ノ監督方

明治三十五年三月八日
内務省 第二號

北海道廳、府縣

官國幣社寶物及貴重ナル書畫什器類ハ左ノ條項ニ依リ管理方監督スヘシ

第一條 本規則ニ於テ目錄帳ト稱スルハ明治八年六月教部省甲第七號達ニ依リ調製セル帳簿ヲ云フ
従前各神社ヨリ提出セル帳簿ニシテ前項教部省甲第七號達ノ雜形ニ照準シテ調製進達セシムヘシ

第二條 官國幣社ノ寶物及貴重ナル書畫什器類ハ其收藏ノ都度直ニ目錄帳ニ記入シ地方長官ヲ經由シ内務大臣
ニ届出シムヘシ
従前ヨリノ所藏ニシテ目錄帳ニ記入洩ノモノハ此際前項ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第三條 目錄帳ニ記載セル品目ヲ削除セントスルトキハ其事由ヲ具シ地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ稟請セシム
ヘシ

目錄帳ノ誤記ヲ訂正セントスルトキハ其事由ヲ具シ地方長官ニ稟請セシムヘシ
地方長官ニ於テ前項ノ稟請ヲ允許シタルトキハ其都度内務大臣ニ報告スヘシ

第十五編 社寺 宗教

第六章 神宮官國幣社ニ於テ金穀借入ヲ許サス
第七章 官國幣社寶物書畫什器類管理ノ監督方

第四條 目錄帳ニ記載セル物品ニハ其容器又ハ適當ナル箇所ニ番號票ヲ附シ神社備置目錄帳相當品目ノ上ニ其ノ番號ヲ朱記シ對照ニ便ナラシムヘシ

第五條 目錄帳記載ノ物品ヲ處分シ又ハ神社以外ニ持出サントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ稟請セシムヘシ

- 一 品目 員數但シ同種類ノモノアルトキハ他ノ物品ト區別スル爲メ必用ナル事項ヲ附記スルヲ要ス
- 一 事由
- 一 持出ノ場合ニ在リテハ其場所運搬ノ方法持出中ノ保管方並ニ持出期間

第六條 目錄帳記載ノ物品ヲ神社内ニ於テ陳列シ參拜者ニ展覽セシメントスルトキハ左ノ事項ヲ具シ地方長官ニ稟請セシムヘシ

- 一 品目 員數但同種類ノモノアルトキハ他ノ物品ト區別スル爲メ必用ナル事項ヲ附記スルヲ要ス
- 一 事由
- 一 陳列場ノ位置並ニ構造但圖面ヲ添付スルヲ要ス
- 一 陳列中取締ノ方法
- 一 陳列期間並ニ陳列場開閉時刻
- 一 展覽ヲ許可スヘキ參拜者ニ制限アラハ其制限
- 一 前各號ノ外地方長官ニ於テ必要ト認メタル事項

第七條 目錄帳記載ノ物品ハ寶庫ニ格護セシメ寶庫ナキトキハ地方長官ノ認可ヲ得テ鎖鑰アル箇所ニ格護セシムヘシ但神輿 祭器等特ニ倉庫アルモノハ其倉庫中ニ格護セシムルコトヲ妨ケス

前項ニ依リ難キ特種ノ物品ニ付テハ地方長官ノ認可ヲ得テ適宜格護セシムルコトヲ得

第八條 目錄帳記載ノ物品ヲ格護セル寶庫其他ノ箇所ノ鎖鑰ハ官司ヲシテ之ヲ保管セシムヘシ

第九條 目錄帳記載ノ物品ヲ格護セル寶庫其他ノ箇所ノ開閉ハ官司立會ノ上其神社ノ神職ヲシテ之ヲ行ハシムヘシ

第十條 目錄帳記載ノ物品ハ毎年適宜ノ時期ニ於テ曝涼並ニ手入セシメ其都度目錄帳ト現品トヲ對照セシメ官司ニ於テ調査ヲ作り地方長官ニ届出テシムヘシ

第十一條 目錄帳記載ノ物品亡失毀損其他異狀アルトキハ其事狀ヲ詳具シ直ニ地方長官ヲ經由シ内務大臣ニ届出テシムヘシ

第十二條 地方長官ハ少クトモ毎年一回目錄帳記載ノ物品ヲ検査スヘシ

第十三條 古社寺保存法ニ依リ國寶ト指定シ又ハ同法ニ依リ修理保存スヘキ物品ニ對シ別ニ制規アル場合ニ付テハ本規則ノ規定ヲ適用セス

第八章 官國幣社以下神社並寺院佛堂境内官有地木竹管理規則

明治三十六年三月二十六日
内務省令第二二號

官國幣社以下神社並寺院佛堂境内官有地木竹管理規則左ノ通相定ム

官國幣社以下神社並寺院佛堂境内官有地木竹管理規則

第一條 官國幣社以下神社並寺院佛堂ニ於テ其境内官有地ノ木竹ヲ採取セントスルトキハ本規則ニ依ルヘキモノトス

第二條 枯損木竹又ハ障礙木竹ヲ採取セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ

第三條 官國幣社本殿並其周圍ノ垣拜殿幣幣殿神饌所社務所及府縣社以下諸社本殿拜殿並寺院佛堂ノ本堂庫裡ノ造修用材ニ必要ナル木竹ハ地方長官ノ認可ヲ得テ之ヲ伐採スルコトヲ得但神社寺佛堂ノ合併又ハ移轉ノ場合ヲ除ク外樹木ニ付テハ左ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得ス

- 一 目通五尺以上一丈未満ノ樹木ハ其一割以內
 - 一 目通一尺以上五尺未満ノ樹木ハ其二割以內
- 前項ニ該當セサル建造物ト雖モ古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物ニ指定セラレ又ハ同法ニ依リ修理費ノ補助ヲ受ケタル建造物及神社寺院佛堂ニ特別ノ由緒ヲ有スル建造物ノ造修用材ニ對シテハ前項ヲ適用ス

第四條 前條ノ建造物ニシテ災害復舊ノ爲メ己ヲ得サル事由アルトキハ前條ノ制限ニ拘ハラズ地方長官ノ許可ヲ得テ之ヲ伐採スルコトヲ得

第五條 林藪ノ經營上必用ナル拔伐ヲ爲サントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受ヘシ

第六條 前三條ニ該當スルモノト雖モ神社寺院佛堂ニ由緒アル木竹及風致ニ必用ナル木竹ハ之ヲ伐採スルコトヲ得ス

第七條 境内地ノ林藪五町歩以上ニ渉ルモノハ特別保護ノ方法ヲ設ケ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ但シ五町歩以下ノモノト雖モ地方長官ニ於テ必用ト認ムル場合ハ本條ノ規定ニ依ラシムルコトヲ得

第八條 境内地ノ林藪ニ於テハ土石切芝ノ採取又ハ樹根ノ採掘ヲナスコトヲ得ス但シ神社寺院佛堂ニ於テ地方長官ノ許可ヲ得タルトキハ此限ニ非ス

第九條 地方長官ニ於テ境内地ノ林藪荒廢ノ虞アルト認ムルトキ其他境内地ノ狀況林藪經營ノ必用アリト認ムルトキハ其經營ノ方法ヲ指定スルコトヲ得

第十條 境内地ノ林藪ニ接續スル原野ニ火入ヲ爲サントスル者ハ三日以内ニ警察官署ニ届出テ境内ノ林藪ニ對シ防火ノ設備ヲ爲スヘシ

警察署ニ於テ必用アリト認ムルトキハ前項ノ火入ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第十一條 社寺佛堂ノ管理者本規則ニ依リ許可ヲ受クヘキ場合ニ於テ其手續キヲ怠リタルトキハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第十條第一項ニ違背シ又ハ同條第二項ノ禁止又ハ制限ニ違背シタルモノハ二十五圓以下ノ罰金ニ處ス

第十三條 本規則ハ建物アル遙拜所ノ境内官有地木竹ノ管理ニ之レヲ準用ス但シ第三條ニ依ル伐採ハ遙拜殿ノ造修用材ニ限ル

第十四條 明治十五年八月二日内務省番外示達社寺境内伐木取扱概則ハ之ヲ廢止ス

第十五條 本令ハ明治三十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第九章 官國幣社保存費保管制

明治三十年三月三十日 勅令第百五十四號

朕官國幣社保存費ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 毎年度官國幣社保存費中各社共通ノ費途ニ充ツル金額ハ内務大臣ニ於テ内務省(社寺局)長ヲシテ之ヲ保管セシメ其ノ收支ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第二條 前條ノ金額ハ預金トシテ金庫ニ寄託スヘシ

附則

第三條 本令ハ明治三十年四月一日ヨリ施行ス

第十章 官國幣社保存金ノ配付額

明治二十年三月十七日 内務省訓令第百十五號

北海道廳 府縣 沖繩縣

官國幣社保存金明治二十年度以降(十五年)間左ノ通配付ス地方廳ニ於テ其出納ヲ嚴查シ永久保存ノ方法ヲ設クヘシ但シ従前ノ經費及ヒ官費營繕ハ十九年度限り廢止ス

官國幣社保存金

金千六百七拾五圓	賀茂別雷神社	金千六百五拾五圓	賀茂御祖神社	金千五百九拾五圓	男山八幡宮
金千五百九拾五圓	松尾神社	金千五百九拾五圓	平野神社	金千五百九拾五圓	稻荷神社
金千五百七拾九圓	大神神社	金千五百九拾貳圓	大和神社	金千五百九拾四圓	石上神宮
金千六百七拾九圓	春日神社	金千五百九拾六圓	廣瀨神社	金千五百九拾四圓	龍田神社
金千六百七拾九圓	丹生川上神社	金千五百八拾八圓	枚岡神社	金千五百八拾七圓	大鳥神社

第十五編 社寺 宗教

第九章 官國幣社保存費保管制 第十章 官國幣社保存金ノ配付額

金千五百七拾九圓 住吉神社 金千五百七拾九圓 生國魂神社 金千五百八拾六圓 廣田神社
 金千五百五拾六圓 氷川神社 金千五百五拾六圓 安房神社 金千五百五拾六圓 香取神社
 金千五百五拾六圓 鹿島神社 金千五百五拾六圓 三島神社 金千九百九拾六圓 熱田神社
 金千六百五拾四圓 日吉神社 金千八百七拾五圓 日吉神社 金貳千八拾參圓 出雲大社
 金千七百參拾壹圓 宇佐神社 金千五百五拾六圓 霧島神社 金千五百五拾六圓 伊弉諾神社
 金千五百五拾六圓 香椎宮 金千五百五拾六圓 宮崎宮

官幣中社

金千六拾參圓 八坂神社 金千 百拾圓 鹿兒島神宮 金千六拾四圓 白峯宮
 金千四拾壹圓 赤間宮 金千五拾貳圓 水無瀬宮 金千四拾壹圓 鎌倉宮
 金千四拾壹圓 井伊谷宮 金千百七拾圓 八代宮 金千四拾八圓 梅宮神社
 金千四拾壹圓 貴船神社 金千五拾圓 大原野神社 金千四拾壹圓 吉田神社
 金千四拾壹圓 日枝神社 金千五拾九圓 北野神社 金千貳百拾貳圓 月山神社
 金貳千八百六拾圓 宗像神社 金千四拾壹圓 金鑲神社 金千四拾壹圓 建部神社
 金千四拾壹圓 多賀神社 金千四拾壹圓 龜山神社 金千四拾壹圓 筥崎宮

官幣小社

金千七百六拾八圓 札幌神社 金八百七拾參圓 鶴戶神宮 金八百五拾三圓 大宰府神社
 金七百九拾七圓 生田神社 金七百九拾七圓 長田神社 金七百九拾七圓 大國魂神社

別格官幣社

金八百八圓 談山神社 金七百九拾七圓 護王神社 金七百九拾七圓 小御門神社
 金七百九十七圓 淡川神社 金八百貳拾五圓 名和神社 金八百拾四圓 阿部野神社
 金七百九拾八圓 藤島神社 金八百參圓 結城神社 金八百四拾九圓 豐榮神社
 金七百九拾七圓 建勳神社 金千百貳拾貳圓 豐國神社 金八百六拾九圓 東照宮

國幣中社

金七百九拾七圓 常磐神社 金八百八拾參圓 照國神社 金七百九拾七圓 靈山神社
 金八百拾四圓 梨木神社

金千四拾壹圓 敢國神社 金千四拾壹圓 靜岡淺間神社 金千四拾壹圓 山梨淺間神社
 金千四拾壹圓 寒川神社 金千四拾壹圓 鶴岡八幡宮 金千四拾壹圓 玉前神社
 金千四拾壹圓 南宮神社 金千四百四拾貳圓 諏訪神社 金千四拾壹圓 貫前神社
 金千四拾壹圓 日光二荒山神社 金千四拾壹圓 宇都二荒山神社 金千三百七拾壹圓 都々古別神社
 金千四拾壹圓 伊佐須美神社 金千貳百九拾九圓 志波神社 金千百拾三圓 大物忌神社
 金千三百七拾三圓 若狹彦神社 金千四拾六圓 氣比神社 金千四拾壹圓 氣多神社
 金千四拾壹圓 射水神社 金千四拾壹圓 彌彦神社 金千六拾四圓 出雲神社
 金千八拾五圓 籠神 金千八拾五圓 出石神社 金千四拾壹圓 宇倍神社
 金千七拾八圓 熊野神社 金千四拾壹圓 水若酢神社 金千八拾五圓 海神社
 金千四拾壹圓 中山神社 金千九拾六圓 安仁神社 金千九拾六圓 吉備津神社
 金千百拾三圓 嚴島神社 金千四拾壹圓 山田佳吉神社 金千七拾九圓 熊野座神社
 金千九拾圓 忌部神社 金千九拾圓 大麻比古神社 金千四拾壹圓 田村神社
 金千四拾壹圓 大山祇神社 金千百拾七圓 土佐神社 金千四拾壹圓 高良神社
 金千百三拾三圓 西塞多神社 金千百拾四圓 田島神社 金千百六拾八圓 阿蘇神社
 金千百七拾五圓 長崎佳吉神社 金千百七拾五圓 海神社 金千四拾壹圓 事比羅宮
 金千三百七拾壹圓 大洗磯前神社 金千四拾壹圓 美保神社 金千四拾壹圓 伊太祁曾神社
 金千四拾壹圓 新田神社

國幣小社

金八百六拾九圓 砥鹿神社 金八百六拾九圓 小國神社 金七百九拾七圓 水無神社

金七百九拾七圓	駒形神社	金八百貳拾	岩木山神社	金百五拾九圓	出羽神社
金八百拾六圓	古四王神社	金八百七拾六圓	白山比咩神社	金七百九拾七圓	津島神社
金九百貳圓	大神山神社	金八百貳拾五圓	日御碕神社	金八百四拾九圓	物部神社
金八百九圓	沼名前神社	金七百九拾七圓	玉祖神社	金七百九拾七圓	英彦山神社
金八百七拾三圓	都農神社	金七百九拾七圓	枚間神社	金千拾四圓	函館八幡宮
金七百九拾七圓	眞清田神社	金七百九拾七圓	伊和神社		

明治二十三年十一月二十七日内務省訓令第四十一號

官國幣社保存金配付ノ年限ハ更ニ明治二十年度ヨリ三十年間トス
 北海道廳 府縣 沖繩縣 ヲ除ク

第十一章 官國幣社經費ニ關スル制

明治三十九年四月七日 法律第二十四號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル官國幣社經費ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

第一條 官國幣社ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ供進シ其ノ各社ニ對スル金額ハ内務大臣之ヲ定ム

第二條 從前官國幣社ニ於テ積立テタル永遠資本金及維持元資金ハ官國幣社ノ基本財産トシ之ヲ費消スルコトヲ得ス

前項基本財産ノ利子及其ノ他ノ財産並收入ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ經費ニ充ツルコトヲ得

第三條 官國幣社ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依リ臨時ノ費用ニ充ツル爲第一條供進金ノ中ヨリ一定ノ積立ヲ爲スヘシ

前項ノ積立金ハ各社共通ノ費途ニ充テ内務大臣ハ内務省神社局長ヲシテ之ヲ保管セシメ其ノ收支ヲ取扱ハシム

第四條 從前官國幣社ニ於テ積立テタル官國幣社保存費共通金ハ前條各社共通金ニ編入ス

第五條 本法ハ官幣大社臺灣神社及別格官幣社靖國神社ニ適用セス

附則

第六條 第一條ニ依リ供進スル經費ハ天災事變ノ爲要スル臨時費用ノ外明治四十九年度ニ至ル迄毎年二十二萬圓ヲ超ユルコトヲ得ス

第七條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二章 郷社定則

明治四年七月四日 太政官達

先般被 仰出候神社御改正郷社ノ儀ハ別紙定則ノ通り取調可致事

(別紙)

一 郷社ハ凡戸籍一區ニ一社ヲ定額トス假令ハ二十ヶ村ニテ千戸許アル一郷ニ五ヶ所アリ一所各三ヶ村五ヶ村ヲ氏子場トス此五社ノ中式内カ或ハ從前ノ社格アルカ又ハ自然信仰ノ歸スル所カ凡テ最首トナルヘキ社ヲ以テ郷社ト定ムヘシ餘ノ四社ハ郷社ノ附屬トシテ是ヲ村社トス其村社ノ氏子ハ從前ノ通り社職モ又從前ノ通りニテ是ヲ祠掌トス總テ郷社ニ附ス

一 從前一社ニテ五ヶ村七ヶ村ノ氏子場其數千戸以外ニシテ粗戸籍一區ニ合スルモノハ乃チ自然ノ郷社タリ

一 三府以下都會ノ地從來産土神社一社ニシテ氏子場數千戸ナルモノ戸籍ノ數區ニ亘ルト雖モ更ニ郷社ヲ立テ區別スルニ及ハス

一 官社又府(藩)縣社ニテ乃郷社ヲ兼ルモアリ假令ハ東京日吉神社(府) 京都八坂神社(社)ノ如キ氏子場數萬戸ニ亘ルトイヘトモ更ニ郷社ヲ建テス固ヨリ區別ニ及ハサルコト上件ノ如シ

第十三章 社寺取扱概則

明治四十一年九月九日 改正 一三年
内務省通乙第五十七號 第六號

府 縣

社寺取扱之儀左之通概則相定候條此旨相違候事

社寺取扱概則

第一條 社寺ノ創建ハ民有地ニ建設スルモノ神官住職氏子檀徒若クハ信徒トナルヘキモノ寺院ハ本寺法類トモ連署戸長與書ヲ以テ願出永續財産ノ用途且其地所建物社寺ノ體 社ハ本殿拜殿寺ハ本堂庫裏ヲ具フルモノニ限リ充許スルヲ得ヘシ再興復舊等總テ之ニ準ス

但シ別紙書式ニ倣ヘ其都度當省ヘ届出ヘシ

第二條 同上移轉廢合並社寺改稱ハ前條ノ手續ニ準シ其理由ヲ詳記シ願出ルモノニ限リ聞届(毎月未取纏メ當省ヘ届出ヘシ)允廢合社寺址地並建物等處分方ノ儀ハ從前ノ通

但式内神社並文明十八年以前ノ創立ニ係ル社寺ノ向ハ前以テ當省社寺局ヘ照會ヲ經ヘシ

第三條 邸内社堂並掛所道場引直及寺號公稱等ハ總テ第一條ノ手續ニ從ヘ願出永續用途並建物ノ體(堂宇ハ方六尺以上)ヲ具フルモノニ限リ聞届

別書式ニ倣ヘ毎月未取纏メ當省ヘ届出ヘシ

第四條 前條々ノ外社寺例格ノ改定並社寺ニ係スル條件中例規ナキモノハ其都度當省ヘ伺出ヘシ

第十四章 神社寺院佛堂境内地使用取締規則

明治三十六年十一月二日 改正 三九年
十日内務省令第十二號 一五號

神社寺院佛堂境内地使用取締規則

神社寺院佛堂境内地使用取締規則

第一條 神社寺院佛堂境内地ハ左記各號ノ一ニ該當スルモノヲ除クノ外其神社寺院佛堂以外ノ者ニ於テ之ヲ使用スルコトヲ得ス

- 一 一時限リノ使用
- 二 參詣人休息所等其使用三箇月以内ニ止マルモノ
- 三 公益ノ爲ニスル使用

第二條 前條ノ使用ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ神社寺院佛堂ノ承認ヲ得且地方長官ノ許可ヲ受ケヘシ但シ前條第一號ノ場合ニ於テハ地方長官ノ許可ヲ受ケルヲ要セス

- 一 事由
 - 一 名稱
 - 一 構造、形狀、寸尺等ノ概要 但シ必要ニ應シ圖面ヲ添付スヘシ
 - 一 文字圖畫ヲ記スルモノハ其文字圖畫
 - 一 期限
 - 一 使用料
 - 一 坪數、位置 但シ必要ニ應シ見取圖ヲ添付スヘシ
- 前項各號ノ事項ヲ變更セントスルトキ亦前項ニ同シ

第三條 (削除)

第四條 地方長官ハ左記各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ其使用ヲ禁止シ又ハ其建設物ノ改造撤却其他必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

- 一 制規ノ手續ヲ經サルトキ
- 一 期限ヲ經過シ又ハ許可ヲ取消シタルトキ
- 一 神社寺院佛堂ノ爲必要ナリト認メタルトキ

第五條 本令ニ依ル許可ハ之ヲ取消スコトヲ得

第十五編 社寺 宗教 第十四章 神社寺院佛堂境内地使用取締規則

第六條 本令ハ建物アル遙拜所ノ境内地使用ニ付テモ之ヲ準用ス
第七條 本令ハ明治三十六年十二月一日ヨリ施行ス

第十五章 社寺什物並祠堂金等處分心得方

明治六年七月十七日
太政官布告第三百四十九號

神社佛寺共古來所傳ノ什物衆庶寄附ノ諸器並ニ祠堂金等ノ類ハ神官僧侶ハ勿論氏子檀家ノモノタリトモ自儘ニ處分可致筋無之候條若不得已儀有之候ハ委詳具狀ヲ以テ教部省へ可申立候此旨布告候事

明治九年二月二日教部省達書第三號

府 縣

神社佛寺共古來所傳之什物等處分之儀明治六年七月第貳百四拾九號公布之趣有之ニ付テハ持添之田畑山林並寄附金又ハ古文書類共總テ右公布ニ照準シ處分可致ハ勿論ニ候條此旨爲心得相違候事

第十六章 寺院附屬ノ佛器什物記簿存置方

明治五年八月三日
教部省達書第十二號

各管内寺院之向建物ヲ除之外一寺附屬之佛器什物等一切簿帳へ記載シ檀家總代法類等與印之上兼テ其寺院へ備置可申旨可相違候事

府 縣

第十七章 府縣社以下神社什物取締方

明治十年七月五日
內務省布達書第十三號

府縣社以下神社什物之儀自今在之通相心得取締可致此旨布達候事

一 什物ハ各部類ヲ分テ其品柄員數等詳細簿ニ記載シ尙他ノ寄附ニ係ルモノハ其年月姓名等ヲモ記入ス

ハシ

第一種 寶物古文書

第二類 祭具什器並持添之田畝附屬之建物等

右簿簿式部ツ、編製(神官)並氏子氏子無之向ハ 該地ノ諸人總代貳名以上尙該地之區戶長連署調印壹部ハ區戶長役所へ壹部ハ其社へ藏メ置ヘシ

第十八章 社寺總代人選舉並收入財產取調方

明治十四年七月二十一日
內務省達書第三十三號

府 縣

改正 二四年內務省
訓令第八號

各管内社寺總代人之儀氏子檀家中氏子檀家ノキ相應ノ財產ヲ有シ衆望ノ歸スルモノ三名以上相選ミ戶長役場へ届出サセ今後該社寺ノ願屆等ハ渾テ連署ヲ以可爲差出且社寺收入財產ハ田畑山林ノ所得ハ勿論寶物新舊並 儀同向料等一切ノ受納物ヲ云フ其社寺有ニ屬スヘキモノト其(神官)住職ニ付スルモノトノ豫約毎社寺適宜相定平素混亂セサル様取調方可爲致此旨相違候事
但神官官幣社ハ非此限
總代人ハ滿三年毎ニ改選市町村役場若ハ戶役長場へ届出シムヘシ尤モ期限中ト雖トモ犯罪其他不良ノ所爲アルトキハ臨時改選セシムヘシ
但臨時改選ノ外ハ前總代人再三當選スルモ妨ケナシ

第十九章 寺院住職任免及教師進退各管長へ委任條件

明治十七年八月十一日
太政官布達書第十九號

自今神佛教導職ヲ廢シ寺院ノ住職ヲ任免シ及教師ノ等級ヲ進退スルコトハ總テ各管長ニ委任シ更ニ左ノ條件ヲ定ム

第十五編 社寺 宗教

第十八章 社寺總代人選舉並收入財產取調方
第十九章 寺院住職任免及教師進退各管長へ委任條件

第一條 各宗派アリニ分合ヲ唱ヘ或ハ宗派ノ間ニ爭論ヲ爲ス可ラス

第二條 管長ハ神道各派ニ一人佛道各宗ニ一人ヲ定ム可シ

但事宜ニ因リ神道ニ於テ數派聯合シテ管長一人ヲ定メ佛道ニ於テ各派管長一人ヲ置クモ妨ケナシ

第三條 管長ヲ定ム可キ規則ハ神佛各其教規宗制ニ由テ之ヲ一定シ(内務卿)ノ認可ヲ得可シ

第四條 管長ハ各其立教開宗ノ主義ニ由テ左項ノ條規ヲ定メ(内務卿)ノ認可ヲ得可シ

一 教規

一 教師タルノ分限及其稱號ヲ定ムル事

一 教師ノ等級進退ノ事

一 以上神道管長ノ定ムヘキ者トス

一 宗制

一 寺法

一 僧侶並ニ教師タルノ分限及其稱號ヲ定ムル事

一 寺院ノ住職任免及教師ノ等級進退ノ事

一 寺院ニ屬スル古文書寶物什器ノ類ヲ保存スル事

一 以上佛道管長ノ定ムヘキ者トス

第五條 佛道管長ハ各宗制ニ依テ古來宗派ニ長タル者ノ名稱ヲ取調ヘ(内務卿)ノ認可ヲ得テ之ヲ稱スルコトヲ得

右布達候事

明治十八年三月十八日内務省達丁第一號

神佛各管長

教規宗制認可ヲ與ヘタル後ハ從前認可シタル教規宗制ノ部類ハ總テ認可ノ効ヲ失ヒ候儀ニ付重要ノ事項ニシテ認可ヲ乞フヘキモノハ更ニ教規宗制中ニ編入可差出儀ト可心得此旨相達候事

第二十章 神佛各教宗派名稱一覽

神道	神道大成教	神道神社習教	神道神理教	神道扶桑教	神道黑住教	神道實行教	神道修成派	神道金光教
佛道	天台宗	法相宗	華嚴宗	律宗	眞言宗	眞言宗	眞言宗	眞言宗
眞言宗御室派	天台宗寺門派	眞言宗醍醐派	眞言宗盛派	眞言宗大覺寺派	眞言宗大覺寺派	眞言宗大覺寺派	眞言宗大覺寺派	眞言宗大覺寺派
新義眞言宗智山派	眞言宗高野派	眞言宗醍醐派	眞言宗醍醐派	眞言宗大覺寺派	眞言宗大覺寺派	眞言宗大覺寺派	眞言宗大覺寺派	眞言宗大覺寺派
淨土宗西山派	新義眞言宗豐山派	眞言宗律宗	眞言宗醍醐派	眞言宗大覺寺派	眞言宗大覺寺派	眞言宗大覺寺派	眞言宗大覺寺派	眞言宗大覺寺派
臨濟宗南禪寺派	臨濟宗天龍寺派	臨濟宗相國寺派	臨濟宗相國寺派	臨濟宗建仁寺派	臨濟宗建仁寺派	臨濟宗建仁寺派	臨濟宗建仁寺派	臨濟宗建仁寺派
臨濟宗大德寺派	臨濟宗妙心寺派	臨濟宗建長寺派	臨濟宗建長寺派	臨濟宗東福寺派	臨濟宗東福寺派	臨濟宗東福寺派	臨濟宗東福寺派	臨濟宗東福寺派
臨濟宗佛通寺派	臨濟宗圓覺寺派	臨濟宗永源寺派	臨濟宗永源寺派	臨濟宗方廣寺派	臨濟宗方廣寺派	臨濟宗方廣寺派	臨濟宗方廣寺派	臨濟宗方廣寺派
眞宗本願寺派	臨濟宗國泰寺派	曹洞宗	眞宗高田派	眞宗木邊派	眞宗木邊派	眞宗木邊派	眞宗木邊派	眞宗木邊派
眞宗興正派	眞宗大谷派	眞宗高田派	眞宗高田派	眞宗木邊派	眞宗木邊派	眞宗木邊派	眞宗木邊派	眞宗木邊派
眞宗誠照寺派	眞宗佛光寺派	眞宗出雲路派	眞宗出雲路派	眞宗山元派	眞宗山元派	眞宗山元派	眞宗山元派	眞宗山元派
眞宗不受不施派	眞宗三門徒派	眞宗出雲路派	眞宗出雲路派	眞宗山元派	眞宗山元派	眞宗山元派	眞宗山元派	眞宗山元派
日蓮宗施門派	眞宗三門徒派	眞宗出雲路派	眞宗出雲路派	眞宗山元派	眞宗山元派	眞宗山元派	眞宗山元派	眞宗山元派
日蓮宗富士派	顯本法華宗	本門法華宗	本門法華宗	融通念佛宗	融通念佛宗	融通念佛宗	融通念佛宗	融通念佛宗
本妙法華宗	本門法華宗	時宗	時宗	融通念佛宗	融通念佛宗	融通念佛宗	融通念佛宗	融通念佛宗

第二十一章 神佛各宗派管長及舊教導職身分取扱方

明治十七年八月十一日
大政官達第七十號

(官) 省 院 廳 府 縣

神佛各宗派管長及從前教導職タリシ者ノ身分取扱ノ儀第六十八號及第六十九號ノ通相定候條此旨爲心得相違候事

明治十七年八月十一日太政官達第六十八號

神佛各宗派一般

管長身分ノ儀ハ總テ勅任官取扱ノ例ニ依ル

右相違候事

明治十七年八月十一日太政官達第六十九號

神佛各宗派一般

今般教導職廢セラレ候ニ付テハ從前教導職タリシ者ノ身分ハ總テ其在職ノ時ノ等級ニ準シ取扱フ者トス

右相違候事

第二十二章 神佛各教宗派事務ニ關シ内務省へ出願手續

明治二十二年五月二十七日
内務省訓令第二十二號

神佛各教宗派管長

神佛各教宗派内ノ者其教宗派ノ事務ニツキ當省ニ出願處分ヲ要スヘキモノハ管長ヲ經由出願セシムヘシ但シ管長其手續ヲ拒ミタルトキハ其次第ヲ具シ本人ヨリ願書ヲ直ニ當省ニ差出スコトヲ得

第二十二章 古社寺保存法

明治三十年六月十日
法律第四十九號

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル古社寺保存法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

古社寺保存法

第一條 古社寺ニシテ其ノ建造物及寶物類ヲ維持修理スルコト能ハサルモノハ保存金ノ下付ヲ内務大臣ニ出願スルコトヲ得

第二條 國費ヲ以テ補助保存スヘキ社寺ノ建造物及寶物類ハ歴史ノ證據、由緒ノ特殊又ハ製作ノ優秀ニ就キ古社寺保存會ニ諮詢シテ内務大臣之ヲ定ム

第三條 前條ノ建造物及寶物類ノ修理ハ地方長官之ヲ指揮監督ス

第四條 社寺ノ建造物及寶物類ニシテ特ニ歴史ノ證據又ハ美術ノ模範トナルヘキモノハ古社寺保存會ニ諮詢シ

内務大臣ニ於テ特別保護建造物又ハ國寶ノ資格アルモノト定ムルコトヲ得

第五條 特別保護建造物及國寶ハ之ヲ處分シ又ハ差押フルコトヲ得ス但シ内務大臣ノ許可ヲ得テ國寶ヲ公開ノ

展覽場ニ出陳スルハ此ノ限ニ在ラス

第六條 前條ノ物件ハ神職(官國幣社ニ在テハ官司、府縣郷社ニ在テハ社司、村社以下ニ在テハ社掌、以下之ニ依テ)若ハ住職之ヲ監守シ内務大臣ノ監督ニ屬スルモ

ノトス但シ内務大臣ノ許可ヲ經テ別ニ監守者ヲ置クコトヲ得

第七條 社寺ハ内務大臣ノ命ニ依リ官立又ハ公立ノ博物館ニ國寶ヲ出陳スルノ義務アルモノトス但シ祭典法用

ニ必要ナルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ命ニ對シテハ訴願ヲ爲スコトヲ得

第八條 前條ニ依リ國寶ヲ出陳シタル社寺ニハ命令ニ定メタル標準ニ從ヒ國庫ヨリ補給金ヲ支給スルモノトス

第九條 神職住職其ノ他ノ監守者ニシテ内務大臣ノ命ニ違背シ國寶ヲ出陳セサルトキハ内務大臣ハ其ノ出陳ヲ

強要スルコトヲ得

- 第十條 社寺ニ下付シタル保存金ハ地方長官之ヲ管理ス
- 保存金ハ豫算額ヲ以テ之ヲ下付ス但シ精算ノ上剩餘アルトキハ内務大臣ハ之ヲ還付セシムルコトヲ得
- 第十一條 社寺ニ下付シタル保存金ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス
- 第十二條 第十條及第十一條ノ保存金ハ其ノ利子ヲ包含スルモノトス
- 第十三條 監守者其ノ監守スル所ノ國寶ヲ竊取シ、毀棄シ、隠匿シ若ハ他ノ物件ト變換シ又ハ第五條ノ規定ニ違背シタルトキハ二年以上五年以下ノ重禁錮ニ處ス
- 第十五條ノ物件ナルコトヲ知りテ之ヲ讓受ケ、借受ケ、擔保ニ取り、寄藏シ若ハ其ノ牙保ヲ爲シタル者ハ六月以上三年以下ノ重禁錮ニ處シ五圓以上五十圓以下ノ罰金ヲ附加ス
- 第十四條 監守者怠慢ニ由リ國寶ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ五十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス
(過料ハ地方裁判所ノ命令ヲ以テ之ヲ科ス但シ其ノ命令ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得)
- (過料ハ檢事ノ命令ニ依リ之ヲ徵收ス其ノ徵收ニ付テハ民事訴訟法第六編ノ規定ヲ準用ス但シ此ノ場合ニ於ケル檢事ノ命令ハ執行文ノ效力ヲ有ス)
- 第十五條 第七條ニ依リ出陳シタル國寶ノ監守者故意怠慢ニ由リ國寶ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ國庫ハ命令ニ定メタル評價ノ方法ニ從ヒ其ノ損害ヲ賠償スルモノトス但シ其ノ評價額ニ關シテハ裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス
- 第十六條 本法ニ定メタル保存金及補給金トシテ國庫ヨリ支出スヘキ金額ハ一箇年拾五萬圓乃至貳拾萬圓トス
- 第十七條 本法施行前社寺ニ下付シタル保存金ニ關シ内務大臣ハ第十條乃至第十二條ヲ適用スルコトヲ得
- 第十八條 第四條ニ該當スル物件ハ社寺ニ屬セザルモノト雖所有者ノ請求アルトキハ第七條第一項ニ掲ケタル博物館ニ出陳スルコトヲ許可シ之ニ補給金ヲ支給スルコトヲ得
- 第十九條 名所舊蹟ニ關シテハ社寺ニ屬セザルモノト雖仍本法ヲ準用スルコトヲ得
- 第二十條 本法施行上必要ナル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

第二十三章 古社寺保存法施行制

明治三十年十二月十五日 勅令第四百四十六號

朕古社寺保存法施行ニ關スル件ヲ許可シ茲ニ之ヲ公布セシム

- 第一條 古社寺保存法第七條ニ依リ國寶ヲ博物館ニ出陳セシメタルトキハ當該博物館ニ國寶監守ヲ置ク
- 國寶監守ハ命ヲ内務大臣ニ承ケ出陳國寶ノ監守ニ關スル一切ノ責ニ任ス
- 第二條 官立博物館ノ國寶監守ハ當該博物館ノ奏任待遇以上ノ館員ヲ以テ之ニ充ツ
- 公立博物館ノ國寶監守ハ當該博物館長ヲ以テ之ニ充ツ
- 第三條 國寶監守ハ身元保證金ヲ納ムヘシ
- 前項ノ身元保證金ニ關シテハ明治二十二年勅令第六十號會計規則及(明治二十三年勅令第四號)ヲ準用ス
- 第四條 國寶監守故意怠慢ニ由リ其ノ監守スル國寶ヲ亡失若ハ毀損シタルトキハ辦償ノ責ニ任スヘシ
- 第五條 古社寺保存法第八條ニ依リ支給スヘキ補給金ハ國寶一箇ニ就キ一箇年二圓以上五十圓以下トシ内務大臣ハ出陳ヲ命スル都度之ヲ定ム但シ國寶ニシテ特ニ貴重ナルモノアルトキハ内務大臣ハ古社寺保存會ニ諮詢シ五十圓以上百圓以下ヲ支給スルコトヲ得
- 第六條 出陳ニ要スル荷造運搬費等ハ總テ當該博物館ニ於テ支辨スヘキモノトス出陳ノ義務ヲ解除シタルトキ返送ニ要スル荷造運搬費等亦同シ
- 第七條 古社寺保存法第十五條ニ依リ損害賠償ヲ要スルトキハ内務大臣ハ賠償金額ヲ豫定シ古社寺保存會ノ議ニ附ス
- 前項ニ依リ古社寺保存會ニ於テ議決シタル金額内務大臣ノ豫定金額ニ相違シタルトキハ内務大臣ノ豫定額ト
- 古社寺保存會ノ議決額トヲ合セ之ヲ二除シタル額ヲ以テ賠償ノ實額トス
- 第八條 本令ニ定ムルモノノ外古社寺保存法施行ニ要スル細則ハ内務大臣之ヲ定ム

第二十四章 古社寺保存法施行細則

明治三十年十二月十五
日 內務省令第三十五號

古社寺保存法施行細則左ノ通相定ム

古社寺保存法施行細則

第一條 古社寺保存法第一條ニ依リ保存金ノ下付ヲ出願セントスル者ハ願書ニ左ノ事項ヲ詳具シ之ヲ內務省ニ差出スヘシ

- 一 出願ノ事由
 - 二 修理スヘキ物件ノ名稱、所在、種類、品質、員數、形狀、寸尺、構造、坪數並歴史ノ證徴、由緒ノ特殊又ハ製作ノ優劣等ヲ證見スルニ足ルヘキ事項
 - 三 建築又ハ製作ノ年代及其ノ後之ニ加ヘタル修理ノ年月
 - 四 修理ニ要スル工費豫算並設計仕樣等
 - 五 竣成期限
 - 六 出願者ノ資力ヲ證スルニ足ルヘキ事項
- 第二條 特別保護建造物及國寶ノ修理費ニ對シ國庫ヨリ補助スル場合ニ於テハ當該社寺ハ少クとも其ノ半額ヲ負擔スヘキモノトス但シ特別ノ事情アルモノニ限リ其ノ負擔ヲ輕減スルコトヲ得
- 第三條 保存金下付ノ後ニ於テ設計仕樣ノ變更若ハ竣成期限ノ延期ヲ要スルトキハ其ノ事由及變更設計仕樣書等ヲ具シ內務大臣ノ許可ヲ受クヘシ
- 第四條 內務大臣ハ必要ト認ムルトキハ關係者ノ願出ニ係ラス設計仕樣ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ
- 第五條 修理竣リタルトキハ精算書ヲ添ヘ二箇月以內ニ內務大臣ニ届出ツヘシ
- 第六條 本令ノ規程ニ違反シ若ハ保存金下付ノ條件ニ違反シタルトキハ內務大臣ハ保存金ノ全部若ハ一部ノ還付ヲ命スルコトアルヘシ
- 第六條 國寶ハ分ツテ左ノ三種トス但シ神社ノ祭神若ハ寺ノ本尊ハ此ノ限ニ在ラス

甲種 製作ノ優秀ナルモノ

乙種 由緒ノ特殊ナルモノ

丙種 歴史ノ證徴トナルモノ

甲種ハ製作優秀ノ程度ニ依リ一等乃至四等ノ四等ニ分ツ

第七條 內務省ニ特別保護建造物臺帳並國寶臺帳ヲ備置クモノトス

第八條 特別保護建造物ノ臺帳ニハ左ノ事項ヲ記載スルモノトス

- 一 名稱
 - 二 所有者及所在地
 - 三 創立及沿革
 - 四 構造形式
 - 五 寸尺
- 第九條 國寶臺帳ニハ左ノ事項ヲ記載スルモノトス

- 一 名稱
- 二 所有者及所在地
- 三 作者及傳來
- 四 第六條ノ種別等級
- 五 種類
- 六 員數
- 七 品質
- 八 形狀
- 九 寸尺

第十條 特別保護建造物若ハ國寶ヲ臺帳ニ登記シタルトキハ特別保護建造物證書若ハ國寶證書ヲ其ノ物件所有

者ニ交付シ

第十一條 古社寺保存法第六條但書ニ依リ別ニ監守者ヲ置カントスル者ハ其ノ氏名、履歷、資産調書ヲ添ヘ設置ノ事山ヲ詳具シテ内務大臣ニ願出ツヘシ

第十二條 特別保護建造物若ハ國寶ニシテ亡失毀損アリタルトキハ其ノ實況ヲ詳具シ五日以内ニ内務大臣ニ届出ツヘシ

第十三條 補助金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ支給ス

- 甲種一等 五十圓以下
- 甲種二等 三十五圓以上
- 同 二等 二十五圓以上
- 同 三等 二十圓以上
- 同 四等 十圓以上
- 乙種 二十圓以上
- 丙種 六圓以上

第十四條 前條ノ補助金ノ月割ヲ以テ計算シ一箇月ニ滿タサル端日數及厘位未滿ハ切捨トス

第十五條 博物館ニ於テ國寶ヲ受領シタルトキハ受領證書ヲ交付シ又國寶ヲ返付スルトキハ該證書ト引換フヘシ

第十六條 博物館ニ於テ國寶ヲ受授シタルトキハ其ノ都度内務大臣及當該地方長官ニ報告スヘシ

第十七條 從前社寺ニ下付シタル保存金ニ關シテハ古社寺保存法第十七條ニ依リ同法第十條乃至第十二條ヲ適用ス

第十八條 古社寺保存法第十九條ニ依リ保存金ノ下付ヲ出願セントスル者ハ第一條ノ規程ニ準據シテ願書ヲ提出スヘシ

第十九條 本令ニ依リ内務大臣ニ差出ス書類ハ總テ所轄地方廳ヲ經由スヘシ

第十六編 運輸 通信

第一章 鐵道國有法 明治三十九年三月三十一日法律第十七號

朕帝國議會ノ協贊ヲ經タル鐵道國有法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
鐵道國有法

第一條 一般運送ノ用ニ供スル鐵道ハ總テ國ノ所有トス但シ一地方ノ交通ヲ目的トスル鐵道ハ此ノ限ニ在ラス
第二條 政府ハ明治三十九年ヨリ明治四十八年迄ノ間ニ於テ本法ノ規定ニ依リ左ニ掲クル私設鐵道株式會社所屬ノ鐵道ヲ買收スヘシ

- 一 北海道炭礦鐵道株式會社
- 一 北海道鐵道株式會社
- 一 日本鐵道株式會社
- 一 岩越鐵道株式會社
- 一 北越鐵道株式會社
- 一 甲武鐵道株式會社
- 一 總武鐵道株式會社
- 一 房總鐵道株式會社
- 一 七尾鐵道株式會社
- 一 關西鐵道株式會社
- 一 參宮鐵道株式會社
- 一 京都鐵道株式會社
- 一 西成鐵道株式會社

- 一 阪鶴鐵道株式會社
- 一 山陽鐵道株式會社
- 一 德島鐵道株式會社
- 一 九州鐵道株式會社

前項ニ掲ケタル各會社ハ他ノ私設鐵道株式會社ト合併シ又ハ他ノ私設鐵道株式會社ノ鐵道ヲ買收スルコトヲ得ス

第三條 前條ニ掲ケタル各鐵道買收ノ期日ハ政府ニ於テ之ヲ指定ス

第四條 政府ハ兼業ニ屬スルモノヲ除クノ外買收ノ日ニ於テ會社ノ現ニ有スル權利義務ヲ承繼ス
但シ會社ノ株主ニ對スル權利義務、拂込株金ノ支出殘額並收益勘定、積立金勘定及雜勘定ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第五條 買收價格ハ左ニ掲グルモノトス

一 會社ノ明治三十五年後半期乃至明治三十八年前半期ノ六營業年度間ニ於ケル建設費ニ對スル益金ノ平均割合ヲ買收ノ日ニ於ケル建設費ニ乘シタル額ヲ二十倍シタル金額

二 貯藏物品ノ實費ヲ時價ニ依リ公債券面金額ニ換算シタル金額但シ借入金ヲ以テ購入シタルモノヲ除ク前項第一號ニ於テ益金ト稱スルハ營業收入ヨリ營業費、賞與金及收益勘定以外ノ諸勘定ヨリ生シタル利息ヲ控除シタルモノヲ謂ヒ益金ノ平均割合ト稱スルハ明治三十五年後半期乃至明治三十八年前半期ノ每營業年度ニ於ケル建設費合計ヲ以テ同期間ニ於ケル益金ノ合計ヲ除シタルモノノ二倍ヲ謂フ

第六條 借入金ハ建設費ニ使用シタルモノニ限り時價ニ依リ公債券面金額ニ換算シ買收價格ヨリ之ヲ控除ス
會社カ鐵道及附屬物件ノ補修ヲ爲サス又ハ鐵道建設規程ニ依リ期限内ニ改築若ハ改造ヲ爲ササル場合ニ於テハ其ノ補修、改築又ハ改造ニ要スル金額ハ前項ノ例ニ依リ買收價格ヨリ之ヲ控除ス

第七條 資本勘定ニ屬スル支出ハ借入金ヲ以テシタルモノヲ除クノ外順次ニ建設費及貯藏物品ニ對シ之ヲ爲シタルモノト看做ス

借入金ノ支出ハ前項ノ支出ノ後ニ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第八條 會社カ明治三十八年前半期ノ營業年度末ニ於テ運輸開始後六營業年度ヲ經過シタル線路ヲ有セサル場合又ハ第五條第一項第一號ノ金額カ建設費ニ達セサル場合ニ於テハ政府ハ其ノ建設費以内ニ於テ協定シタル金額ヲ以テ第五條第一項第一號ノ金額ニ代フ

第九條 左ニ掲グル場合ニ於テハ政府ハ審査委員ヲシテ決定ヲ爲サシムヘシ

- 一 權利義務ノ承繼ニ關シ又ハ計算ニ關シ會社ニ於テ異議アルトキ
 - 二 前條ノ場合ニ於テ協定調ハサルトキ
- 審査委員ノ決定ニ對シ不服アルトキハ會社ハ主務大臣ニ訴願ヲ爲スコトヲ得
審査委員ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十條 買收ノ執行ハ審査委員ノ審査中ト雖之ヲ停止セス

第十一條 會社カ買收ニ因リテ解散シタルトキハ主務大臣ハ解散ノ登記ヲ登記所ニ囑託スヘシ

第十二條 買收代價ハ買收ノ日ヨリ五箇年以内ニ於テ券面金額ニ依リ五分利付公債證書ヲ以テ之ヲ交付ス但シ五十圓未満ノ端數ハ之ヲ五十圓トス

會社殘餘財産ノ分配ハ前項公債證書ヲ以テス

買收後公債證書ノ交付ヲ終ル迄ニ要スル清算人ノ職務ニ關スル會社ノ費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ支辨ス

第十三條 政府ハ買收ノ日ヨリ公債證書交付ノ日ニ至ル迄買收價格ニ對シ一箇年百分ノ五ノ割合ニ相當スル金額ヲ從前ノ決算期毎ニ會社ニ交付スヘシ

前項ニ依リ交付シタル金額ハ清算中ト雖主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ株主ニ配當スルコトヲ得

第十四條 政府ハ鐵道買收ノ執行ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行ス

第十五條 政府ハ前條ニ依リ發行シタル公債及第四條ニ依リ承繼シタル債務ノ整理ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ利率、募集ノ方法、規約、据置年限及償還年限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 前二條ノ公債ニ關シテハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外整理公債條例ヲ適用ス

第十七條 第五條第一項第二號及第六條ニ規定シタル公債時價ハ買收期日前六箇月間ニ於ケル帝國五分利公債ノ平均相場ニ依ル

前項平均相場ハ日本銀行ノ證明ニ依リ政府之ヲ定ム

第十八條 買收ヲ受クヘキ會社カ兼業ヲ營ム場合ニ於テハ其ノ兼業ニ屬スル資産ヲ併セテ買收スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ買收價額ハ協定ニ依ル

第九條 乃至第十六條ノ規定ハ本條ノ場合ニ之ヲ準用ス

附 則

第二條ニ掲ケル會社ノ本法發布以後ニ於ケル貯藏物品ノ購入、建設費ノ増減及債務ノ負擔ニ付テハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

前項ノ認可ヲ受ケサルモノニ付テハ政府之ヲ承繼セス但シ政府ハ其ノ額ヲ査定シ又ハ相當ノ補償ヲ徴シテ之ヲ承繼スルコトヲ得

第二章 鐵道作業局乘車券ノ通用期限並改

鐵道作業局乘車券ノ通用期限並改

鐵道作業局乘車券通用期限、乘車券ノ改缺及割増運賃等左ノ通相定メ來四月一日ヨリ施行ス

但明治二十三年十月鐵道廳告示第三號及同三十一年四月逓信省告示第八十七號ハ本告示施行ノ日ヨリ廢止ス

第一條 五十哩未満ノ乘車券ヲ所持スルモノ途中ノ停車場ニ下車シタルトキハ他ノ列車ニ乘繼グコトヲ得ス

五十哩以上ノ乘車券ヲ所持スルモノハ指定ノ停車場ニ限り下車シ再ヒ他ノ列車ニ乘繼グコトヲ得

五十哩以上ノ乘車券通用期限左ノ如シ

一、五十哩以上百哩未満ハ 二日

一、百哩以上ハ百哩若クハ其未滿ヲ増ス毎ニ一日ヲ加フルモノトス

但シ通用期限ハ總テ發行當日ヨリ起算ス

第二條 旅客ハ乘車ノ際所持ノ乘車券ニ改缺ヲ受クヘシ

旅客乘繼驛ニ途中下車スルトキ亦前項ニ同シ

第三條 乘車券ヲ買受クル暇ナク乘車シ又ハ乘車券相當ノ車室ヨリ優等車ニ轉乘スルトキハ係員ニ申告シ證據ヲ受取ルヘシ

第四條 乘車券ヲ所持セス(係員ノ許諾ヲ得ス乘車券ニ記載シタル割増運賃ノ場合以下同シ)又ハ無効ノ乘車券ヲ以テ乘車シタル場合ニ於テ其乘車等級不明ナルトキハ該列車ニ於ケル最優等ノ車室ニ乘車シタルモノト見做シ運賃ヲ計算ス

第五條 乘車券ヲ所持セス又ハ無効ノ乘車券ヲ以テ乘車シ若クハ檢査ノ際乘車券ノ呈示ヲ拒ミ又ハ取集ノ際之ヲ渡ササルトキハ普通運賃ノ外之ト同額ノ割増運賃ヲ支拂フヘシ

係員ニ申告セスシテ優等車ニ轉乘シタルトキハ其運賃差額ノ外之ト同額ノ割増運賃ヲ支拂フヘシ

前二項ノ場合ニ於ケル割増運賃ハ乘車等級ニ應シ左ノ金額ヲ以テ限度トス

一等金三圓

二等金二圓

三等金一圓

第六條 乘車券ヲ買受クル暇ナク係員ノ許諾ヲ得テ乘車シタルトキハ普通運賃ノ外更ニ二十錢ノ増拂ヲ支拂フヘシ

但シ増拂金カ普通運賃額ヨリ多キトキハ普通運賃額ヲ限度トス

第三章 鐵道作業局急行列車券規程

鐵道作業局急行列車券規定左ノ通り相定メ本月十六日ヨリ施行ス

急行列車券規程

- 第一條 新橋神戸間ニ運轉スル急行列車ニ乗車スルモノハ乗車券ノ外更ニ急行列車券ヲ購求スヘシ
- 第二條 急行列車券料金ハ左ノ如シ

等級	哩程	百五十哩未滿	百五十哩以上
一等	一人ニ付	金壹圓	一人ニ付 金壹圓五拾錢
二等	同	金六拾錢	同 金壹圓
三等	同	金參拾錢	同 金五拾錢

四年未滿ノ小兒ハ無料、滿四年以上十二年未滿ノ小兒ハ前項料金ノ半トス

第三條 急行列車券ハ途中ノ停車場ニ下車シタルトキハ前途無効トス

第四條 天災事變其他ノ事由ニ因リ急行列車ノ運轉ヲ中止シ又ハ途中ヨリ普通列車ニ變更シ若ハ車輛ノ故障ニ因リ旅行ヲ繼續スルコトヲ得サル場合ニ於テハ急行列車券料金ハ全部拂戻シヲ爲スヘシ

車輛ノ故障ニ因リ劣等車ニ轉乘シタルトキハ其ノ料金差額ノ拂戻ヲ爲スヘシ

前各項ノ場合ノ外急行列車券料金ハ一旦乗車シタルトキハ總テ拂戻ヲ爲サス

第五條 急行列車券ノ取扱方ハ本規程ニ依ルノ外總テ乗車券ノ取扱ニ準ス

第四章 郵便規則 (摘要)

明治三十三年九月一日 逓信省令第四十二號

改正 三四年第五六號、三五年第五八號、三六年第一六號第六〇號、三七年第七〇號、三九年第二七號、三八年第四〇號、第六號第三十四號

郵便規則左ノ通り相定ム

郵便規則

第一章 郵便物ノ種別

第一節 總則

第一條 左記ノ物件ヲ郵便禁制品トス

- 一 公安ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スヘキ文書、圖、畫其ノ他ノ物件
 - 二 爆發性、發火性又ハ危險性ノ物件其ノ他郵便吏員ニ危害ヲ加ヘ又ハ郵便物ニ損害ヲ與フヘキ物件
- 第二條 通貨、金銀、寶石、珠玉其ノ他高價ノ物件ハ價格表記ト爲スニ在ラサレハ郵便物トシテ之ヲ差出スコトヲ得ス

第三條 通常郵便物ノ容積ハ其ノ長一尺三寸幅八寸五分厚五寸ヲ限トシ其ノ重量ハ第三種乃至第五種郵便物ニ在リテハ三百匁商品見本及雛形ニ在リテハ百匁ヲ超過スヘカラス

小包郵便物ノ容積ハ其ノ長幅及厚各二尺ヲ限トシ其ノ幅及厚各五寸以内ノモノハ長三尺ヲ限トシ其ノ重量ハ内地相互間ハ一貫六百匁、内地、臺灣、樺太相互間ハ一貫五百匁ヲ超過スヘカラス

第四條 郵便物ノ容積及重量ノ制限ヲ超過シ其ノ他成規ニ違反シテ差出シタル郵便物ハ特ニ規定シタル場合ノ外之ヲ差出人ニ還付ス若其ノ郵便料未納又ハ不足ナルトキハ其ノ不納額ノ二倍ヲ徴收ス

第五條 無料郵便物ハ其ノ表面ニ「通信事務」ノ文字ヲ記載スヘシ

無料郵便物ノ差出人又ハ受取人カ官署若ハ官吏ナルトキハ其ノ官署名若ハ官職氏名私人ナルトキハ其ノ宿所氏名ヲ外部ニ明記スヘシ

前二項ノ規定ニ反スル郵便物ハ有料郵便物トシテ取扱フ

第六條ノ一 無料ノ性質ヲ有セサルモノヲ無料郵便物トシテ差出シタルトキハ差出人ニ還付シ未納額ノ二倍ヲ徴收ス

無料郵便物ニ無料ノ性質ヲ有セサル音信文ヲ記載シ又ハ有料郵便物ヲ添付シタルモノ亦同シ

第六條ノ二 小包郵便料及特殊取扱ヲ要スル郵便ニ關スル料金ハ前納ニ限ル但シ留置ト爲シタル普通通常郵便料及特ニ規定シタルモノハ此ノ限ニアラス

第七條 郵便ニ關スル料金ノ未納又ハ不足カ郵便局所ノ過失ニ依リタルトキハ其ノ不納額ハ之ヲ徴收セス

第八條 郵便ニ關スル料金ニシテ左ニ記載シタルモノハ其ノ納付人ノ請求ニ依リ郵便切手ヲ以テ之ヲ還付ス

一 郵便局所ノ過失ニ因リ徴收シタル郵便ニ關スル料金

二 特殊取扱ノ請求アリタル郵便物ニシテ郵便局所ノ過失ニ因リ其ノ取扱ヲ爲サリシ場合ニ於ケル特殊取扱ノ料金但シ書留小包郵便物ニ在リテハ普通小包郵便料ト書留小包郵便料トノ差額

三 郵便局所ノ過失ニ因リ普通郵便ニ依リテ到達シ得ヘキ時刻ヨリ遅レテ受取人ニ到達シタル別配補取扱ノ料金

四 名宛變更、取戻、代金引換ノ取消又ハ代金引換金額變更ノ請求アリタル郵便物ニシテ郵便局所ノ過失ニ因リ其ノ取扱ヲ爲サリシ場合ニ於ケル請求手数料金

五 亡失又ハ失効ニ因リ損害賠償ヲ爲スヘキ場合ノ書留郵便物、價格表記郵便物、現金取立郵便物ノ郵便ニ關スル料金

第九條 前條ノ料金還付ノ請求ハ其ノ料金ヲ納付シタル郵便局所ニ之ヲ爲スヘシ其ノ期間ハ第一號乃至第四號ハ料金納付ノ日ヨリ六十日第五號ハ損害賠償決定ノ日ヨリ三十日トス

第十條 第三種乃至第五種郵便物及小包郵便物ハ其ノ外部ニ左記ノ事項ニ限リ之ヲ記入シ又ハ別ニ記載シテ添付スルコトヲ得

- 一 差出人受取人ノ宿所氏名
- 二 差出人及受取人ノ身分、職業、商標其ノ他ノ稱號等
- 三 日附及要用、至急、貴酬等ノ慣用語
- 四 贈呈、納本、注文品等四字以内ノ送達上ノ慣用語
- 五 定期刊行物ニ前金切レ又ハ何月何日限リ前金満了等ノ慣用語

六 送達上郵便局所ニ必要ナル注意ヲ示ス語辭

前項郵便物ニハ其ノ内部ニ前項各號ノ外尙左ノ事項ニ限リ之ヲ記入シ又ハ別ニ記載シテ添付スルコトヲ得

- 一 名稱、番號、數量、金額、寸尺、重量
- 二 定期刊行物、書籍、印刷物、書、畫、圖、業務用書類ニ正誤、注意、點、線、批評ノ類
- 三 圖、畫及寫眞ニ説明又ハ著色
- 四 商品見本及雛形、農産物種子及博物學上ノ標本ニ生産地及種類ヲ確知スル爲必要ノ事項
- 五 農産物種子ニ播種ノ時季及説明
- 六 名刺ニ四字以内ノ慣用語

前二項以外ノ事項ヲ記入シ又ハ別ニ記載シテ添付シタル小包郵便物ハ之ヲ差出人ニ還付ス

第十一條 郵便ニ關スル料金納付ノ爲メニ用キタル郵便切手其ノ他郵便料金ヲ表彰スヘキ證票ハ郵便局所ニ於テ之ヲ消印ス

第十二條 郵便物ニ貼附シタル郵便切手ハ郵便ニ關スル料金納付ノ爲ニ用キタルモノト看做シ前項同一ノ取扱ヲ爲ス
第十三條 郵便物ハ其ノ品質、形狀ニ應シ危險、損害若ハ惡臭ヲ防止スルニ足ルヘキ適當ノ包裝ヲ爲スコトヲ要ス

第十三條 特殊ノ包裝ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二節 通常郵便物

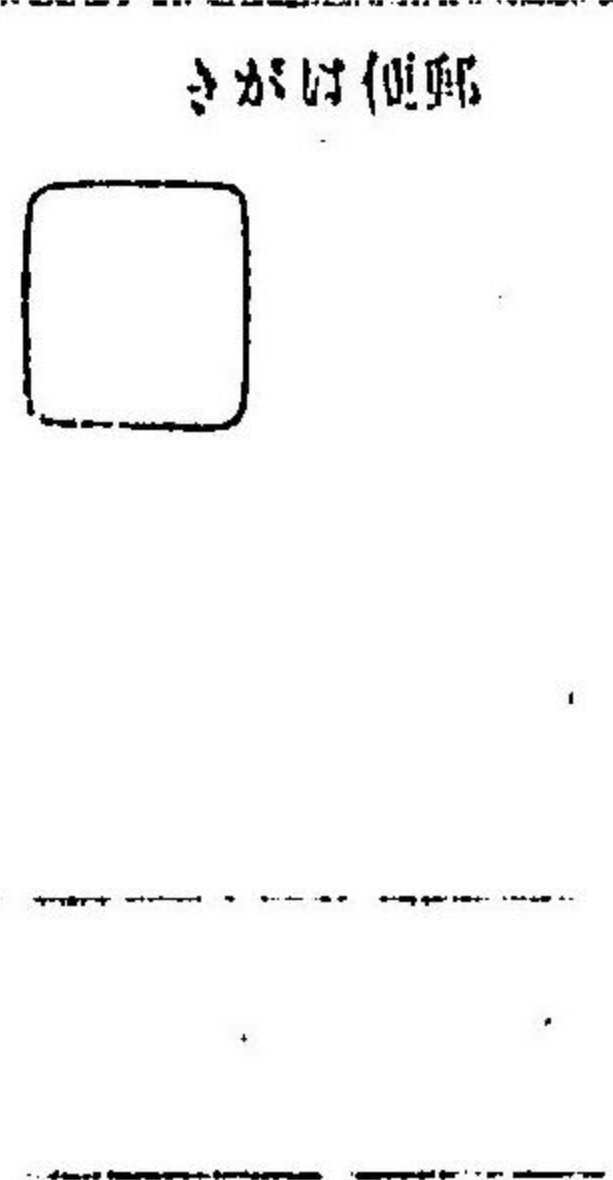
第十四條ノ一 書狀トハ全部或ハ幾部ヲ筆記シタルト印刷シタルトニ關セス特定ノ人ニ對スル通信文ニシテ郵便葉書ニ依ラサルモノヲ云フ

第十四條ノ二 印刷シタル無封ノ書狀ハ其ノ料金ヲ十匁又ハ其ノ端數毎ニ金二錢トス運送狀、保險申込書ノ類ニシテ大部分ヲ印刷シタル無封ノ書狀亦同シ

前項ノ郵便物ニ付テハ第十條ノ規定ヲ準用ス

第十五條 郵便葉書ハ其ノ表面ニ左記ノ事項ニ限リ之ヲ記載スルコトヲ得

- 一 差出人及受取人ノ宿所氏名、身分、職業及商標其ノ他ノ稱號等
- 二 日附及要用、至急、貴酬等ノ慣用語
- 三 送達上郵便局所ニ必要ナル注意ヲ示ス語辭
- 四 郵便繪葉書ノ表面ニ左式ノ如ク下部三分ノ一以内ニ線條ヲ畫スルトキハ其ノ線内ニ通信文等



郵便葉書ハ原形ノ儘使用シ契約書、委任狀若ハ受領證等ト爲サムカ爲收入印紙ヲ裏面ニ貼付スル場合ヲ除クノ外何等ノ物品ト雖添附スルヲ得ス

前二項ノ規定ニ違反シタル郵便葉書ハ第一種郵便物ト同一ノ取扱ヲ爲ス

第十六條 往復葉書ニ依ル返信ノ際發信ニ使用シタル部分ヲ除去セサルトキハ郵便局所ニ於テ之ヲ除去ス

第十七條 郵便葉書ノ料額印面ヲ汚斑シタルモノハ之ト同額ノ郵便切手ヲ貼付スルニ依リ郵便葉書ノ效力ヲ有ス其ノ未納又ハ不足ノ場合ニ於テハ其ノ不納額ノ二倍ヲ徵收ス

第十八條 別ニ定ムル規定ニ依リ調製シタル私製葉書ハ通常葉書ト見做シ之ト同額ノ料金ヲ徵收ス

第十九條 第三種郵便物トナスヘキ定期刊行物ノ認可ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二十條 定期刊行物ハ其ノ刊行物初頁上部ニ其ノ名稱、發行期日、回数、逐號、番號、發行年月日及何年何月何日第三種郵便物認可ノ文字、次頁以下ハ上部ニ其ノ名稱又ハ略記號、發行年月日及第三種郵便物認可ノ文字ヲ印刷スヘシ但シ冊子トナシタル刊行物ハ最初及最終ノ頁面ノミニ印刷スルコトヲ得

第二十一條 定期刊行物ハ本紙ノ重量ニ超過セス本紙ト同性質ノ記事、廣告又ハ書、畫、圖ヲ印刷シ之ニ本紙

ノ名稱、番號並ニ發行ノ年月日及附録ノ文字ヲ記入シ且冊子ト爲ササルモノニ限り附録トシテ之ヲ其ノ本紙ニ添附スルコトヲ得

第二十二條 緊急時事ヲ報道スル爲メ臨時ニ刊行スル定期刊行物ノ號外ハ定期刊行物ト同一ノ取扱ヲ爲ス

定期刊行物ノ號外ハ之ニ本紙ノ名稱、發行ノ年月日、何年何月何日第三種郵便物認可及號外ノ文字ヲ記入スヘシ

第二十三條 定期刊行物ニハ其發行者ニ於テ其ノ記事ニ屬スル物品ニシテ本紙ノ重量ヲ超過セサルモノニ限り之ヲ綴込又ハ貼附スルコトヲ得

第二十四條ノ一 第三種郵便物ニ非サル印刷物ニシテ毎月一回以上繼續刊行スルモノハ約東郵便物トシテ差出ストキニ限り其ノ料金ヲ重量三十匁又ハ其ノ端數毎ニ金一錢トス

第二十四條ノ二 印刷物ニハ其ノ發行者ニ於テ其ノ記事ニ關スル物品ニシテ其ノ印刷物ノ重量ヲ超過セサルモノニ限り綴込又ハ貼附スルコトヲ得

第二十五條 業務用書類トハ全部若ハ一部ヲ筆書シタル各種ノ文書ニシテ特定ノ人ニ對スル通信文ノ性質ヲ有セサルモノヲ云フ

第二十六條 寫眞、書、畫、圖及博物學上ノ標本ハ扁額其ノ他特殊ノ裝飾ヲ加ヘサルモノヲ云フ但シ掛軸ト爲スハ此ノ限ニアラス

第二十七條 商品見本及雛形ハ見本又ハ雛形トシテ其ノ性質又ハ形狀ヲ示スニ足ルヘキ箇數又ハ分量ヲ限り其ノ營業者ト往復スルモノヲ云フ

前項ノ郵便物ニハ其ノ外部ニ差出人又ハ受取人ノ營業名及其ノ表面ニ商品見本又ハ雛形ノ文字ヲ記載スヘシ

第三節 小包郵便物

第二十八條 小包郵便物ノ料金ハ左ノ如シ

一 内地小包郵便料

普通 金四錢
 留金 八錢

同一郵便區内

第十六編 運輸 通信 第四章 郵便規則

同一郵便物外	二百匁	四百匁	六百匁	八百匁	一貫匁	一貫二百匁	一貫四百匁	一貫六百匁
普通	八錢	十二錢	十六錢	二十錢	二十四錢	二十八錢	三十二錢	三十六錢
書留	十二錢	十八錢	二十四錢	三十錢	三十六錢	四十二錢	四十八錢	五十四錢

内地、臺灣、樺太相互間小包郵便料
 内地、臺灣、樺太相互間ニ發着スル小包郵便物ハ價格表記ノ指定アルモノノ外書留小包郵便物トシテ之カ取扱
 マ爲ス

第二十九條 普通小包郵便物ニハ表面看易キ場所ニ「小包」ト記入スヘシ

第三十條 削除

第三十一條 削除

第三十二條 差出人ハ小包郵便差出ノ際名宛地ノ郵便局所ニ於テ其ノ郵便物ノ配達ヲ遠クルコト能ハサルトキ
 之カ轉送還付ノ爲料金増加ヲ要スル場合ニ於ケル該郵便物ノ轉送又ハ棄却ノ處分ニ付豫メ請求ヲ爲スコトヲ
 得

第三十三條 小包郵便物ノ受取人ハ該郵便物ノ轉送ヲ名宛地ノ郵便局所ニ請求スルコトヲ得

第三十四條 削除

第二章 郵便物ノ特殊取扱

第一節 總則

第三十五條 郵便物ノ特殊ノ取扱ニ要スル料金ハ左ノ如シ

- 一 別配達料 一箇ニ付 金 三錢
- 二 留置通知料 一箇ニ付 金 三錢

陸上三里以内ハ金二十錢 二里ヲ超過シタルトキハ一里毎毎ニ金十五錢ヲ加フ
 船舶料ハ別ニ其ノ實額ヲ受取人ヨリ徴收ス受取人之ヲ納付セサルトキハ差出人ヨリ
 徴收ス

三 配達證明料 一箇ニ付 金 三錢

四 通常郵便物書留料 一箇ニ付 金 七錢

五 價格表記料 (表記金額十圓迄ハ金十五錢 十圓以上ハ其ノ超過シタル額ニ對シテ十圓迄毎ニ金五錢)

六 代金引換料 一口ニ付 金 五錢

外ニ取立金送達料トシテ其ノ引換金額十圓迄ハ金五錢 十圓以上百圓迄ハ其ノ超過シタル額ニ對シテ
 圓迄毎ニ金四錢 百圓以上千圓迄ハ其ノ超過シタル額ニ對シテ十圓迄毎ニ金三錢

七 現金取立料 一口ニ付 金 五錢

外ニ取立金送達料トシテ代金引換ト同一ノ割合ニ依ル料額

第三十六條 第四號中「書留郵便物」トアルヲ「書留通常郵便物」ト改メ第六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

七 書留小包郵便物 書留小包

第二節 別配達

第三十七條 書留又ハ價格表記ノ郵便物ハ別配達ト爲スコトヲ得

郵便物ノ受取人ハ一定ノ期間ヲ限リ書留又ハ價格表記郵便物ノ別配達ヲ配達郵便局所ニ請求スルコトヲ得但
 シ之カ爲事務ニ差支アルトキハ拒絶スルコトアルヘシ

第三十八條 別配達ノ郵便物ハ通常ノ配達時刻ニ拘ハラス直ニ特使ヲ以テ之ヲ配達ス

別配達ノ郵便物ニシテ配達ノ際受取人不在其ノ他ノ事故ニ依リ交付スルコト能ハサルトキハ別配達ノ效力ヲ
 失フ

第三節 留置

第三十九條 留置郵便物ハ差出人指定ノ郵便局所ニ留置キ受取人ノ出頭ヲ待テ之ヲ交付ス

第四十條 留置郵便物ノ差出人ハ留置郵便局所ヨリ其ノ受取人ニ該郵便物到着ノ通知ヲ請求スルコトヲ得

第四十一條 郵便物ノ留置期間ハ三十日トス交通不便ニシテ其ノ受取人前項ノ期間ニ出頭シ能ハスト認ムル地
 ニ宛テタル郵便物ニ限リ特ニ其ノ期間ヲ延長スルコトアルヘシ

第四節 配達證明

第四十二條 書留又ハ價格表記ノ通常郵便物及小包郵便物ハ配達證明ト爲スコトヲ得

第四十三條 配達郵便局所ニ於テ配達證明郵便物ノ配達ヲ了シタルトキハ其ノ配達ノ證明書ヲ差出人ニ送付ス

第五節 書留

第四十四條 郵便物ハ之ヲ書留ト爲スコトヲ得但シ價格表記ト爲シタルモノハ書留ト爲スコトヲ得ス

第四十五條 書留郵便物ハ引受ノ際差出人ニ該郵便物ノ受領證ヲ交付ス

書留郵便物ヲ配達、還付又ハ交付スルトキハ受取人又ハ差出人ニ別ニ定ムル式紙ニ受領證印セシメ若代人之

ヲ受取ルトキハ其代人タル資格及氏名ヲ記入證印セシメ之ヲ以テ送達ノ證ト爲ス

官廳、艦船、學校、會社、旅館其他多人數ノ集合セル箇所又ハ之ヲ肩書シタルモノニ配達若ハ還付スヘキ書

留郵便物ヲ其ノ受付ニ引渡シタルトキハ本人ニ送達シタルモノト看做ス

第六節 價格表記

第四十六條 有價ノ物件ヲ封入シタル郵便物ハ之ヲ價格表記ト爲スコトヲ得但シ書留ト爲シタル郵便物ハ價格

表記ト爲スコトヲ得ス

價格表記金額制限ハ金千圓トス

第四十七條 價格表記郵便物ノ受授ニ關シテハ第四十五條ノ規定ヲ準用ス

第七節 代金引換

第四十八條 價格表記ノ郵便物及書留小包郵便物ハ代金引換ト爲シ其郵便物ハ代金トノ引換ヲ郵便局所ニ委託

スルコトヲ得

代金引換郵便ニ依ル金額ノ制限ハ金千圓トス

第四十九條 代金引換郵便物ハ到着郵便局所ニ留置キ其旨ヲ受取人ニ通知シ受取人ノ出頭ヲ待テ代金ト引換ニ

之ヲ交付ス其留置期間ハ十日間トス

受取人ハ前項通知書發送後ノ代金引換郵便物ニ對シ其ノ轉送ヲ請求スルコトヲ得ス

第二項留置ニ關シテハ第四十一條第二項第八十二條ノ規定ヲ準用ス

第五十條 取立郵便局所ニ於テ代金引換郵便物ノ代金ヲ其ノ受取人ヨリ取立テタルトキハ引受郵便局所ハ差

出人ニ其ノ旨ヲ通知ス

差出人前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ所定ノ期間ニ其ノ通知書及該郵便物ノ受領證並ニ取立金送達料ヲ差出し

之レト引換ニ取立金ノ交付ヲ受ケヘシ

第五十一條 代金引換郵便物ノ受領證ヲ亡失シタルトキハ差出人ハ其ノ事由ヲ記載シタル證明書ヲ以テ之ニ代

用スルコトヲ得但シ郵便局所ハ相當ノ擔保ヲ供セシムルコトアルヘシ

第五十二條 代金引換郵便物ノ差出人代金引換ノ取消ヲナサントスルトキハ第七十九條郵便物取戻ノ請求ニ關

スル料金又代金引換金額ノ變更ヲナサントスルトキハ同條郵便物宛變更ノ請求ニ關スル料金ト同額ノ料金

ヲ前納シテ之ヲ請求スルコトヲ得

第八節 現金取立

第五十三條 代金受領證、株式配當券、公債又ハ社債ノ利券、保險掛金受領證ニシテ持參人ニ支拂ハルヘキモ

ノハ現金取立トシテ其ノ金額ノ取立ヲ郵便局所ニ委託スルコトヲ得

現金取立郵便ニ依ル金額ノ制限ハ一口ニ付金千圓トス

第五十四條 現金取立ハ一口ニ付二通以上ノ證券ヲ委託スルコトヲ得ス但シ同一ノ債權者ニ屬シ同一ノ債務者

ヨリ同時ニ取立テ得ヘキモノハ此ノ限ニ在ラス

第五十五條 現金取立ノ委託ヲ爲サムト欲スルモノハ現金取立委託書ト共ニ金額ヲ取立ツヘキ證券ヲ郵便局所

ニ差出シ郵便局所ヨリ其ノ受領證ヲ受取ルヘシ

第五十六條 一定ノ期日ニ取立ツヘキ證券ハ債務者所在地ニ達スヘキ日數ヲ除キ該期日ヨリ早クモ十五

日遅クモ五日以前ニ之ヲ委託スヘシ

第五十七條 現金取立郵便ニ依ル證券ヲ債務者ニ呈示ノ際其ノ金額ヲ取立ツルコトヲ得サル場合ニ於テ直ニ其

ノ證券ノ還付ヲ望ム者ハ委託書ニ其ノ旨ヲ記入シテ差出スヘシ

第五十八條 現金取立郵便物ノ到着局所ハ債務者ニ委託證券呈示ノ期日ヲ豫告シ該期日ニ債務者ノ居所ニ就テ證券引換ニ其ノ金額ノ支拂ヲ求ム若シ債務者其ノ居所ヲ移轉シ移轉先同一取立區域内ナルトキハ其ノ移轉先ニ就テ同様ノ手續ヲ爲スヘシ

第五十九條 委託ノ證券呈示ノ際債務者ノ支拂ノ拒絕ニ依ルニ在ラスシテ其ノ金額ヲ取立ツルコト能ハサルトキハ郵便局所ハ七日以内ノ期間ニ指定ノ郵便局所ニ出頭シテ該金額ノ支拂ヲ爲スヘキ旨ヲ記載シタル告知書ヲ其ノ居所ニ殘置ス但シ第五十七條ニ依ル請求アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第六十條 委託ノ證券呈示ノ際債務者ノ所在不明ナルトキハ若ハ其ノ取立區域外ニ移轉シタルトキ又ハ債務者カ其ノ金額ノ支拂ヲ拒絕シタルトキ又ハ其ノ金額ヲ所定ノ期間内ニ支拂ハサルトキハ郵便局所ハ委託證券受領證下引換ニ委託ノ證券ヲ差出人ニ還付ス

第六十一條 取立郵便局所ニ於テ委託證券ノ金額ヲ其ノ債務者ヨリ取立タルトキハ引受郵便局所ハ差出人ニ其ノ旨ヲ通知ス

差出人前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ所定ノ期間ニ其ノ通知書及委託證券ノ受領證及取立金送達料ヲ差出シシト引換ニ取立金ノ交付ヲ受ケヘシ

第六十二條 委託證券ノ受領證亡失ノ場合ニ於ケル證明書差出方ニ關シテハ第五十一條ノ規定ヲ準用ス

第六十三條 現金取立ノ取消ニ關シテハ第五十二條ノ規定ヲ準用ス

第九節ノ一 約束郵便

第六十四條ノ一 定期刊行物、書籍及印刷物ハ別ニ定ムル所ニ依リ約束郵便ト爲スコトヲ得

第六十四條ノ二 約束郵便物ハ通知ヲ要セサル留置ト爲スノ外他ノ特殊取扱ト爲スコトヲ得ス

第六十四條ノ三 約束郵便物ニハ引受日附印ノ捺捺ヲ省略スルコトアルヘシ

第六十四條ノ四 約束郵便トシテ差出ス郵便物ニハ郵便切手ヲ貼用セス一定ノ期間満了ノ後通貨ヲ以テ其ノ期間内ニ差出シタル郵便物ノ料金ヲ納付スヘシ

第六十五條 約束郵便トシテ差出ス郵便物ニハ郵便切手ヲ貼用セス一定ノ期間満了ノ後通貨ヲ以テ其ノ期間内

ニ差出シタル郵便物ノ料金ヲ納付スヘシ
(以下省略)

第五章 郵便爲替規則

明治三十三年九月二日 改正 三十七年 第三三號 第四三號 三十九年 第三三號 第四三號 第一〇號

郵便爲替規則左ノ通相定ム

郵便爲替規則

第一章 總則

第一條 郵便爲替ハ郵便局所ニ於テ之ヲ取扱フ但シ特ニ之ヲ取扱ハサルコトヲ告示シタル局所ハ此ノ限ニ在ラス

郵便爲替貯金管理所ハ特ニ指定シタル郵便爲替ニ限リ之ヲ取扱フ

第二條 郵便爲替證書一枚ノ金額制限ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ

一 通常爲替 金五十圓

一 電信爲替 金五十圓

一 小爲替 金五圓

通常爲替及小爲替ノ金額ハ厘位未滿電信爲替ノ金額ハ圓位未滿ノ端數ヲ付スルコトヲ得ス

第三條 郵便爲替證書一枚ノ爲替料ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ノ如シ

金 額十圓以内	六 錢
同 二十圓以内	十 錢
通常爲替 同 三十圓以内	十五 錢
同 四十圓以内	十八 錢
同 五十圓以内	二十二 錢

金	額十圓以内	三十錢
同	二十圓以内	三十五錢
電信爲替	同 三十圓以内	四十錢
同	四十圓以内	四十五錢
同	五十圓以内	五十錢
小爲替	同	三錢

第三條ノ二 郵便、郵便爲替、郵便貯金、電信、電話ノ事務ニ關シ當該官署相互間又ハ當該官署ト其ノ官吏トノ間ニ受授スル官金及逓信大臣ニ於テ特ニ必要ト認メタル者ノ間ニ受授スル金員ハ無料通常爲替ト爲スコトヲ得

前項ノ無料通常爲替ニ對シテハ其ノ證書一枚ノ金額ニ制限ヲ付セス

第四條 郵便爲替ノ差出人及受取人ハ各一名ニ限ル

第五條 郵便爲替證書ハ任意ニ讓渡スコトヲ得ス但シ小爲替證書ニシテ受取人ノ指定ナキモノハ此ノ限ニ在ラス

第六條 代人ヲ以テ本規則ニ規定スル各種ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ本人ニ於テ其ノ請求書證書等ノ裏面ニ委任文ヲ記載シ記名調印スルカ又ハ別ニ委任狀ヲ差出スヘシ此ノ場合ニ於テハ代人ハ請求書證書等ニ代人タルノ肩書ヲ付シ記名調印スヘシ

第七條 法人又ハ法人ニアラサル團體ヨリ本規則ニ規定スル各種ノ請求ヲ爲サムトスルトキハ其ノ請求書證書等ニ其ノ名稱ヲ記載調印スルカ又ハ其ノ代表者若ハ金錢ノ出納ヲ掌ル者ニ於テ其ノ肩書ヲ付シ記名調印スヘシ

第八條 印章ヲ所有セサル爲メ本規則ニ規定スル各種ノ請求書證書等ニ調印スルコト能ハサルトキハ相當保證人ヲ立テ記名調印セシムヘシ

第九條 郵便爲替ノ差出人郵便爲替金ノ受領證書ノ提出又ハ呈示ヲ要スル場合ニ於テ亡失等ノ爲メ之ヲ提出又

ハ呈示シ能ハサルトキハ相當保證人ヲ立テ其ノ證明書ヲ差出スヘシ

第十條 千島國琉球國小笠原島伊豆諸島臺灣及樺太ニ設置シタル郵便局所ト取組ミタル郵便爲替證書ノ有效期間ハ百二十日トス但シ同一國內又ハ同一島内ニ取組ミタル者ハ此ノ限ニ在ラス

千島國及樺太ニ設置シタル郵便局所ト取組ミタル通常爲替證書及電信爲替證書ニ對シテハ毎年十二月一日ヨリ翌年四月三十日マテハ其ノ有效期間ニ算入セス

第十一條 郵便爲替ニ關シ當該事務員ノ過失ニ因リ左ノ事故ヲ生シタルトキハ差出人又ハ受取人ノ請求ニ依リ郵便切手ヲ以テ其ノ既納ノ料金ヲ還付ス

- 一 電信爲替證書ノ送達ヲ通常爲替證書ノ到達スヘキ期限ニ後レシメ因テ該爲替金ノ拂戻トナリタルトキ
- 二 郵便爲替ノ特殊取扱ニ關シ料金ノ納付ヲ要シタル手續ヲ脱漏シタルトキ

前項ノ請求ハ郵便爲替證書有效期間満了後三箇月以内ニ料金ヲ納付シタル郵便局所ニ之ヲ爲スヘシ

第二章 通常爲替

第一節 振出

第十二條 通常爲替ノ差出人ハ郵便局所ニ於テ通常爲替振出請求書用紙ノ交付ヲ受ケ相當事項ヲ記入シ之ニ爲替金及爲替料ヲ添ヘ郵便局所ニ差出シ通常爲替證書ヲ受取ルヘシ

前項通常爲替振出請求書ニハ差出人及受取人ノ商標、商號又ハ其ノ他ノ符號ヲ附記スルコトヲ得

第十三條 振出郵便局所ハ郵便ニ依リ前條通常爲替振出請求書ヲ拂渡郵便局所ニ送付ス

第十四條 通常爲替ノ差出人ハ爲替振出ノ際豫メ一定ノ期間ヲ限リ其ノ爲替金拂渡猶豫ノ請求ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ通常爲替振出請求書ニ猶豫スヘキ日數ヲ記載スヘシ

第十五條 通常爲替ノ差出人ハ爲替振出ノ際通常爲替證書ノ送達ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ料

金トシテ通常爲替證書一枚毎ニ金五錢ヲ納付スヘシ

前項ノ請求ヲ爲シタル差出人ハ通常爲替振出請求書餘白ニ爲替金送付ノ目的ヲ記載シ自己ノ宿所氏名ト共ニ受取人ニ之レカ通知ヲ請求スルコトヲ得前項爲替金送付ノ目的ハ通常爲替證書送達ノ際其ノ餘白ニ記入スル

モノトス

第十六條 通常爲替ノ受取人所在不明等ノ爲前條ノ通常爲替證書ヲ送達スルコト能ハサルトキハ之ヲ差出人ニ返付ス

第十七條 通常爲替ノ差出人爲替振出後通常爲替振出請求書ニ自己又ハ受取人ノ宿所氏名等ヲ誤記シタルコトヲ覺知シタルトキハ振出郵便局所ニ訂正請求書ヲ差出シ郵便又ハ電信ニ依リ拂渡郵便局所ニ訂正事項ノ通知ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ通常爲替金受領證書ヲ呈示スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ差出人ハ其ノ料金トシテ郵便ニ依ルモノハ金三錢電信ニ依ルモノハ該電報料金ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

第十八條 振出郵便局所ニ於テ前條ノ請求ニ應シタル場合ト雖拂渡郵便局所ニ於テ既ニ爲替金ヲ拂渡シタル後ナルトキハ其ノ旨ヲ差出人ニ通知ス

第二節 拂渡

第十九條 通常爲替ノ受取人爲替金ノ拂渡ヲ請求セムトスルトキハ通常爲替證書ニ記名調印シ之ヲ拂渡郵便局所ニ差出スヘシ

第二十條 拂渡郵便局所ハ受取人ニ左ノ事項ヲ尋問シ通常爲替振出請求書ニ記載シタル事項ニ符合スルヲ認メ爲替金ノ拂渡ヲ爲スモノトス但シ第十五條第二項ノ請求アルモノニ對シテハ本條第一號ノ尋問ヲ省略スルコトアルヘシ

一 差出人ノ宿所氏名

二 受取人ノ宿所氏名

三 前各號ノ外拂渡上必要ト認ムル事項

第二十一條 通常爲替證書ニシテ左ノ事項判明ナラサルモノハ毀損汚斑シタルモノトス

一 爲替金額

二 爲替證書ノ記號番號

三 爲替證書ヲ發行シタル郵便局所主務者ノ記名調印

第二十二條 左ノ場合ニ於テハ爲替金ノ拂渡ヲ停延ス

一 通常爲替證書遺失ノトキ

二 通常爲替振出請求書未達ノトキ

三 通常爲替振出請求書未達ノトキ

四 通常爲替證書ト通常爲替振出請求書ト金額符合セザルトキ

五 拂渡資金缺乏ノトキ

第二十三條 拂渡郵便局所ニ於テ爲替金ノ拂渡ヲ停延スルトキハ通常爲替證書ノ裏面ニ其ノ事由及日數ヲ記載證印シ之ヲ受取人ニ返付ス

第二十四條 第二十二條ニ依リ爲替金ノ拂渡ヲ停延シタル場合ト雖其ノ停延期間内ニ事故判明スルカ又ハ資金充實シ拂渡ニ差支ナキニ至リタルトキハ直ニ之ヲ受取人ニ通知ス

第二十五條 通常爲替ノ受取人ハ通常爲替證書ト通常爲替振出請求書ト金額符合セザル場合ニ於テ其ノ少ナキ金額ヲ限度トシ爲替金ノ假拂渡ヲ請求スルコトヲ得

第二十六條 通常爲替ノ受取人通常爲替證書ノ金額ニ符合セザル爲替金ヲ受取ルトキハ通常爲替證書裏面ニ其ノ金額ヲ記載シ記名調印スヘシ

第三節 拂渡停止及拂戻

第二十七條 通常爲替ノ差出人爲替金ノ拂渡停止ヲ請求セムトスルトキハ其ノ請求書ヲ郵便局所ニ差出シ且通常爲替金受領證書ヲ呈示スヘシ

前項ノ請求ヲ受ケタル郵便局所ニ於テ拂渡郵便局所ニ通知ヲ要スル場合ニ於テハ其ノ料金トシテ郵便ニ依ルモノハ金三錢電信ニ依ルモノハ該電報料金ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

第二十八條 郵便局所ニ於テ前條ノ請求ニ應シタル場合ト雖拂渡郵便局所ニ於テ既ニ爲替金ヲ拂渡シタル後ナルトキハ其ノ旨ヲ差出人ニ通知ス

第二十九條 第二十七條ノ規定ハ通常爲替ノ差出人爲替金拂渡停止ノ解除ヲ請求セムトスル場合ニ之ヲ準用ス
第三十條 通常爲替ノ差出人爲替金ノ拂戻ヲ請求セムトスルトキハ通常爲替證書ニ記名調印シ通常爲替金受領證書ト共ニ振出郵便局所ニ差出スヘシ

差出人通常爲替證書ノ有効期間ヲ經過シタル場合ニ於テ爲替金ノ拂戻ヲ請求セムトスルトキハ亦前項ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十一條 通常爲替ノ差出人通常爲替證書ヲ亡失毀損若ハ汚斑シタル場合ニ於テ爲替金ノ拂戻ヲ請求セムトスルトキハ郵便局所ニ於テ郵便爲替金拂戻請求書用紙ノ交付ヲ受ケ相當事項ヲ記入シ振出郵便局所ニ差出し且通常爲替金受領證書ヲ呈示スヘシ

振出郵便局所ハ拂渡郵便局所ニ於テ其ノ爲替金ノ拂渡ナキコトヲ確認シタル後前項ノ郵便爲替金拂戻請求書ニ拂戻認可ノ旨ヲ記載シ之ヲ差出人ニ返付ス

差出人ハ前項ノ郵便爲替金拂戻請求書中爲替金受領證印ノ部ニ記名調印シ通常爲替金受領證書ト共ニ之ヲ差出スヘシ

第三十二條 第三十條第二項及第三十一條ノ場合ニ於テハ其ノ料金トシテ通常爲替一口ニ付金六錢ヲ納付スヘシ

第三十三條 本章第二節ノ規定ハ通常爲替金拂戻ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四節 拂渡若ハ拂戻郵便局所ノ變更

第三十四條 通常爲替ノ差出人又ハ受取人ハ拂渡郵便局所ノ變更ヲ請求スルコトヲ得
差出人ハ拂戻郵便局所ノ變更ヲ請求スルコトヲ得

第三十五條 通常爲替ノ差出人拂渡郵便局所又ハ拂戻郵便局所ノ變更ヲ請求セムトスルトキハ振出及拂渡郵便局所名、爲替證書記號番號、爲替金額、及拂渡又ハ拂戻ヲ受ケムトスル郵便局所名ヲ記載シタル變更請求書ヲ郵便局所ニ差出し且通常爲替金受領證書ヲ呈示スヘシ

第三十六條 通常爲替ノ受取人拂渡郵便局所ノ變更ヲ請求セムトスルトキハ振出及拂渡郵便局所名、爲替證書

記號番號、爲替金額及拂渡ヲ受ケムトスル郵便局所名ヲ記載シタル變更請求書ヲ郵便局所ニ差出し且通常爲替證書ヲ呈示スヘシ

第三十七條 前二條ノ場合ニ於テハ其ノ料金トシテ通常爲替一口ニ付金六錢ヲ納付スヘシ

第三十八條 郵便局所ニ於テ拂渡又ハ拂戻郵便局所ノ變更ヲ認可スルトキ又ハ既ニ爲替金ノ拂渡若ハ拂戻ヲ爲シタル後ナルトキハ其ノ旨ヲ請求者ニ通知ス

第三章 電信爲替

第三十九條 電信爲替ノ差出人ハ郵便局所ニ於テ電信爲替振出請求書用紙ノ交付ヲ受ケ相當事項ヲ記入シ差出人及受取人ノ宿所氏名ニ片假名文字ヲ附記シ之ニ爲替金及爲替料ヲ添ヘ郵便局所ニ差出し電信爲替金受領證書ヲ受取ルヘシ

第四十條 電信爲替ハ振出郵便局所ニ於テ電信ニ依リ爲替金額受取人ノ宿所氏名及差出人ノ氏名ヲ拂渡郵便局所ニ通報ス但シ電信ヲ取扱ハサル郵便局所ニ在リテハ該通報ハ郵便接續ノ方法ニ依ル

前項ノ通報ハ差出人ニ於テ至急電報ノ取扱又ハ郵便接續ノ場合ニ於テ別配達ノ取扱ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ別ニ其ノ料金トシテ至急電報ノ取扱ニ對シテハ金四十錢別配達ノ取扱ニ對シテハ郵便別配達料ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

第四十一條 拂渡郵便局所ニ於テ前條ノ爲替電報ヲ受ケタルトキハ之ニ依リ電信爲替證書ヲ作り之ヲ受取人ニ送達ス但シ郵便集配事務ヲ取扱ハサル郵便局所ニ於テ拂渡スヘキモノナルトキハ其ノ附近ニ在ル郵便集配事務及郵便爲替事務ヲ取扱フ郵便局所ニ於テ本文ノ手續ヲ爲ス

差出人ハ爲替振出ノ際電信爲替證書ノ別配達ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ料金トシテ郵便別配達料ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

第四十二條 第二章ノ規定ハ第十二條乃至第十五條ヲ除ク外之ヲ電信爲替ニ準用ス

第四章 小爲替

第四十三條 小爲替ノ差出人ハ爲替金及爲替料ヲ郵便局所ニ差出し小爲替證書及小爲替金受領證書ヲ受取ルヘシ

第四十四條 小爲替ノ差出人ハ小爲替證書相當欄ニ拂渡郵便局所名及受取人ノ宿所氏名ヲ記入スヘシ但シ小爲替證書持參人ヲシテ爲替金ノ拂渡ヲ受ケシメムトスルトキ又ハ隨意ノ郵便局所ニ於テ其ノ拂渡ヲ受ケシメムトスルトキハ受取人宿所氏名又ハ拂渡郵便局所名ノ記入ヲ省略スルコトヲ得

第四十五條 小爲替ノ差出人拂渡郵便局所又ハ受取人ノ宿所氏名ヲ變更シ若ハ其ノ指定ヲ取消サムトスルトキハ小爲替證書及小爲替金受領證書ヲ郵便局所ニ呈示シ其ノ認可ノ證印ヲ受ケヘシ

第四十六條 小爲替ノ受取人爲替金ノ拂渡ヲ請求セムトスルトキハ小爲替證書ニ宿所氏名ヲ記載シ調印ノ上之ヲ拂渡郵便局所ニ差出スヘシ

第四十七條 小爲替證書ニシテ左ノ事項判明ナラサルモノハ毀損汚斑シタルモノトス

- 一 爲替金額
- 二 爲替證書ノ記號番號
- 三 受取人及拂渡郵便局所ノ指定欄
- 四 爲替證書ノ日附

第四十八條 小爲替證書亡失ノ場合ニ於テハ其ノ發行ノ日ヨリ百五十日ヲ經過シタル後ニ非サレハ爲替金ノ拂戻ヲ爲サス但シ相當保證人ヲ立テ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四十九條 第二十二條乃至第二十四條第二十六條第三十條第三十一條ノ規定ハ之ヲ小爲替金ノ拂渡及拂戻ニ又第三十四條第三十五條及第三十八條ノ規定ハ小爲替金拂渡郵便局所ノ變更ニ之ヲ準用ス但シ第三十條第二項ノ場合ニ於テハ尙差出人ノ宿所ヲ記入スヘシ又第三十條第二項第三十一條及第三十五條ノ場合ニ於テハ其ノ料金トシテ小爲替一口ニ付金三錢ヲ納付スヘシ

第五章 再度證書

第五十條 郵便爲替ノ差出人又ハ受取人郵便爲替證書有效期間經過ノ爲再度證書ヲ請求セムトスルトキハ郵便局所ニ於テ再度證書請求書用紙ノ交付ヲ受ケ相當事項ヲ記入シ之ヲ郵便局所ニ差出シ其ノ受領證書ヲ受取ル

ヘシ

前項ノ請求書ニハ有效期間經過ノ郵便爲替證書ヲ添付スヘシ

第五十一條 郵便爲替ノ差出人郵便爲替證書亡失毀損若ハ汚斑シタル爲再度證書ヲ請求セムトスルトキハ郵便爲替金受領證書ヲ差出シ前條第一項ノ手續ヲ爲スヘシ

郵便爲替ノ受取人前項ノ請求ヲ爲サスルトキハ相當保證人ヲ立テ前條第一項ノ手續ヲ爲スヘシ

第五十二條 前二條ノ場合ニ於テハ其ノ料金トシテ郵便爲替一口ニ付通常爲替又ハ電信爲替ハ金六錢小爲替ハ金三錢ヲ納付スヘシ

第五十三條 再度證書ノ請求者再度證書發行ノ通知ヲ受ケタルトキハ再度證書請求書ノ受領證書ヲ其ノ指定シタル郵便局所ニ差出シ再度證書ノ交付ヲ受ケヘシ

第五十四條 小爲替證書ノ亡失ニ因ル再度證書ノ請求ニ對シテハ其ノ發行ノ日ヨリ百五十日ヲ經過シタル後ニ非サレハ再度證書ヲ發行セス但シ相當保證人ヲ立テ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六章 郵便爲替金拂渡濟通知

第五十五條 郵便爲替ノ差出人ハ爲替振出ノ際郵便又ハ電信ニ依ル郵便爲替金拂渡濟通知ヲ請求スル事ヲ得小爲替差出人前項ノ請求ヲ爲ストキハ其ノ宿所氏名ヲ申出ツヘシ

第五十六條 前條ノ場合ニ於テハ其ノ料金トシテ郵便爲替一口ニ付郵便ニ依ルモノハ金三錢電信ニ依ルモノハ該電報料金ニ相當スル金額ヲ納付スヘシ

第五十七條 郵便爲替金拂渡濟通知ノ請求アル郵便爲替證書ニハ郵便局所ニ於テ相當證印ヲ押捺シ且小爲替ナルトキハ證書餘白ニ差出人ノ宿所氏名ヲ記入ス

第五十八條 郵便爲替ノ受取人郵便ニ依ル拂渡濟通知ヲ要スル爲替金ヲ受取ルトキハ郵便爲替金拂渡濟通知書ニ記名調印スヘシ

第五十九條 拂渡郵便局所ニ於テ拂渡濟通知ヲ要スル郵便爲替金ヲ拂渡シタルトキハ郵便ニ依ルモノハ前條ノ通知書ヲ差出人ニ送付シ電信ニ依ルモノハ電報ニ依リ振出郵便局所ヲ經テ其ノ旨ヲ差出人ニ通知ス

第七章 郵便爲替金居宅拂

第六十條 郵便爲替ノ差出人又ハ受取人ハ爲替金ノ居宅拂ヲ請求スルコトヲ得但シ差出人ハ爲替振出後ニ於テ又ハ小爲替受取人ノ爲ニ本條ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

郵便爲替金ノ居宅拂渡ヲ取扱フヘキ郵便局所及區域ハ別ニ之ヲ告示ス

第六十一條 前條ノ場合ニ於テハ其ノ料金トシテ郵便爲替一口ニ付通常爲替又ハ電信爲替ハ金四錢小爲替金二錢ヲ納付スヘシ

第六十二條 郵便爲替振出ノ際爲替金居宅拂ヲ請求シタル郵便爲替證書ニハ郵便局所ニ於テ相當證印ヲ押捺ス

第六十三條 郵便爲替ノ受取人爲替金ノ居宅拂ヲ請求セムトスルトキハ其ノ宿所氏名、郵便爲替種別、證書記號及爲替金額ヲ記載シタル居宅拂請求書ヲ作り之ニ料金相當ノ郵便切手ヲ貼付シ拂渡局所ニ差出スヘシ

前項請求書ハ無料郵便物トシテ之ヲ差出スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ該請求書封入ノ郵便物封皮ニ爲替事務ト明記スヘシ

第六十四條 郵便爲替金居宅拂ハ差出人ノ請求ニ係ルトキハ其ノ拂渡郵便局所ニ通常爲替振出請求書又ハ爲替電報ノ到着シタル日ヨリ又受取人ノ請求ニ係ルトキハ居宅拂請求書受附ノ日ヨリ遅クモ三日以内ニ之ヲ爲ス

但シ第二十二條ノ事故アリテ本條ノ期間内ニ拂渡ヲ爲スコト能ハサルトキハ其ノ旨ヲ受取人ニ通知ス

第六十五條 郵便爲替ノ受取人不在其ノ他ノ事故ニ依リ居宅拂ヲ了スルコト能ハサルトキハ第二回拂渡月日ヲ豫告シ更ニ其ノ豫告日ニ於テ第二回ノ居宅拂ヲ爲ス

第六十六條 郵便爲替ノ受取人拂渡郵便局所ノ郵便爲替金居宅拂取扱區域外ニ轉居シタルトキ郵便爲替證書ノ效用ヲ失ヒタルトキ又ハ第二回居宅拂ノ場合ニ於テ前條ノ事故ニ依リ爲替金ノ拂渡ヲ了スルコト能ハサルトキハ爲替金居宅拂ノ請求ハ其ノ效ヲ失フ

第六十七條 郵便爲替ノ受取人ハ自己又ハ差出人ニ於テ爲替金ノ居宅拂ヲ請求シタルトキト雖拂渡郵便局所ニ就キ爲替金ノ拂渡ヲ受クルコトヲ妨ケス

第六十八條 本章ノ規定ハ郵便爲替金居宅拂ノ場合ニ之ヲ準用ス

附則

第六十九條 本規則ハ明治三十三年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治十八年九月農商務省告示第二十號郵便爲替細則同二十年六月逓信省告示第百十七號郵便小爲替規定同三十二年十一月逓信省令第五十一號郵便爲替金居宅拂規則ハ之ヲ廢止ス

第六章 電報規則 (摘要)

明治三十三年九月一日 改正 三十五年 三六年 三八年
逓信省令第四十六號 第一〇號 第五四號 第一四號

電報規則左ノ通之ヲ定ム

電報規則

第一章 總則

第一條 電報ヲ別テ左ノ三種トス

- 一 官報
- 二 局報
- 三 私報

第二條 官報トハ官廳及地方自治體ノ公信並外國ノ首長皇族大臣陸海軍將帥、公使、領事ヨリ發スル電報ヲ云フ但シ商人ニシテ領事ノ事務ヲ扱フ者ヨリ發スル電報ハ官報發出ノ資格アル者ニ宛テ且官用ニ關スルモノニ非サレハ之ヲ官報ト爲サス

國庫金取扱ニ關シ金庫ヨリ發スル電報並戰時事變ニ際シ日本赤十字社又ハ軍事輸送ノ爲政府ノ使用ニ供スル船舶石ハ鐵道ノ所有者ヨリ發スル電報ハ逓信大臣ノ承認ヲ經テ官報ト爲スコトヲ得官報發送ノ資格ナキモノト雖受取リタル官報ヲ呈示シ其ノ返信ヲ官報トシテ發送スルコトヲ得

第三條 局報トハ電信事務ニ關シ電信局所相互間ニ往復スル電報ヲ云フ

第十條 電報ニ用ウル語辭ハ普通辭祕辭隱語ノ三種トス

第十一條 普通辭トハ和文電報ニ於テハ日本語歐文電報ニ於テハ羅甸語又ハ歐洲國語ニシテ其ノ意味ノ通解シ易キモノヲ云フ

羅馬字ヲ以テ記載シタル日本語、電報新書又ハ電報新編ニ依リ記載シタル數字ノ聯集及商標又ハ記號トシテ用キタル文字若ハ數字ハ之ヲ普通辭ト見做ス

第十二條 隱語トハ普通辭ヲ普通ノ意味以外ニ用キ其ノ意味ノ通解シ難キモノヲ云フ

歐文ノ隱語ハ一聯綴十字以下ノモノヲ用キ日耳曼、英吉利、西班牙、佛蘭西、和蘭、伊太利、葡萄牙及羅甸ノ國語中ヨリ採擇スルコトヲ要ス但シ固有名詞ハ萬國電信總局刊行ノ隱語集ニ掲載スルモノノ外隱語トシテ之ヲ用ウルコトヲ得ス

第十三條 祕辭トハ文字又ハ數字ノ孤立若ハ聯集ニシテ其ノ意味ノ通解シ難キモノヲ云フ

前項ノ外普通辭及隱語ニ非サル語辭ハ之ヲ祕辭ト見做ス

歐文ノ祕辭ハ一聯集中文字ト數字トヲ混用スルコトヲ得ス

第十四條 濁語及半濁點ハ片假名ニ附記スルノ外之ヲ用ウルコトヲ得ス

第十五條 和文記號ハ片假名又ハ數字歐文記號ハ羅馬字又ハ亞刺比亞數字ニ直接ニ附隨セシムル場合ノ外用ウルコトヲ得ス但シ小括弧ハ第十六條ノ場合ノ外之ヲ用ウルコトヲ得ス

第十六條 和文電報ニハ商標其ノ他片假名ヲ以テ顯明シ難キモノニ限リ羅馬字又ハ亞刺比亞數字及歐文記號ヲ挿入スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ小括弧ヲ以テ之ヲ區別スヘシ

第十七條 羅馬字ヲ以テ綴リタル日本語ノ電報ハ十五字ヲ超エテ聯記シ又ハ一語句ノ中間ニ於テ分割記載スルコトヲ得ス但シ名稱ヲ示ス語ハ之ニ附屬スル助字ト共ニ數字ノ多少ニ拘ハラズ一箇ヲ一聯集トシテ記載スルコトヲ得

二箇以上ノ名稱聯合シタルモノ又ハ名稱ニ他ノ語句ヲ附加シタルモノト雖普通一名稱トシテ用キラルルモノ

ハ前項但書ノ例ニ據リ記載スルコトヲ得

第十八條 羅馬字ヲ以テ綴リタル日本語ノ電報中ニ外國語又ハ亞刺比亞數字ヲ混用スルトキハ其ノ外國語又ハ亞刺比亞數字ヲ日本語ト聯記スルコトヲ得ス

第十九條 電報ノ受信人名ハ同一ノ家ニ宛テタル場合ニ限リ之ヲ連記スルコトヲ得

第二十條 受信人ノ居所氏名ハ簡明ニ記載スヘシ若其ノ地名ニシテ著明ナラサルカ又ハ他ニ類似ノモノアルトキハ國名又ハ郡區名ヲ附記スヘシ

和文電報ノ居所中不必要ト認ムルモノアルトキハ電信局所ニ於テ之ヲ省略スルコトヲ得

第二十一條 受信人ノ居所氏名ハ第八十六條ニ依リ登記ヲ受ケタル略號ヲ以テ記載スルコトヲ得但シ略號ノ外必ス著信地名ヲ附記スヘシ

一市區町村内ニ二箇以上ノ電信局所アル場合ハ著信地名ノ前ニ尙著信ノ電信局所名ヲ記入シ括弧ヲ以テ之ヲ區別スヘシ

略號ノ登記ヲ受ケタル人ノ家ニ在ル者ニ宛テタル電報ニハ其ノ略號ニ「方」「氣付」又ハ之ニ相當スル文字ヲ附記シテ其ノ略號ヲ使用スルコトヲ得

第二十二條 電報ノ本文ハ之ヲ記載セサルコトヲ得

第二十三條 發信人ハ自己ノ居所氏名ノ傳送ヲ要スルトキハ賴信紙中本文ノ末尾ニ之ヲ記載スヘシ但シ其ノ居所氏名ヲ送達紙ノ外部ニ表ハサムトスルトキハ和文電報ニ在リテハ受信人名所ノ下ニ歐文電報ニ在リテハ受信人名所ノ前ニ之ヲ記載スヘシ

第二十四條 電報ニ記載シタル文字ヲ加除改正シタルトキハ電信局所ニ於テ相當ノ證明ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第二十五條 發信人ノ記載シタル指定事項ノ略符號判然セサルモノハ其ノ略符號ナキ電報トシテ取扱フヘシ

略符號ヲ以テ指定スヘキ事項ヲ普通辭ニテ記載シタルモノハ電信局所ニ於テ之ニ相當スル略符號ニ改書スヘシ

第二十六條 發信人ハ其ノ居所氏名ヲ賴信紙ノ端末ニ記載スヘシ但シ其ノ記載ナキモノト雖電信局所ニ於テ差支ナシト認ムルトキハ之ヲ受付發送スルコトアルヘシ

第三章 字數及語數計算

第二十七條 電報中左ニ記載スルモノハ字數又ハ語數ニ算入ス

- 一 本文
- 二 歐文電報ノ受信人居所氏名

但シ第二十一條第二項ニ依リ記入シタル著信ノ電信局所名ヲ除ク

- 三 和文電報ニ連記シタル第二以下ノ受信人氏名並逐書シタル追尾電報又ハ再送電報ノ第二以下ノ居所
- 四 傳送ヲ要スル發信人居所氏名
- 五 指定事項

- 六 第二號乃至第四號ノ居所氏名ニ附屬スル誤字

第二十八條 和文ノ數字及記號ハ其ノ一箇ヲ片假名一字ニ計算ス但シ括弧及小括弧ハ各之ヲ片假名二字ニ計算ス

濁點半濁點ヲ附シタル文字ハ之ヲ片假名二字ニ計算ス

第二十九條 和文電報中ニ用キタル羅馬字、亞刺比亞數字及歐文記號ハ其ノ一字又ハ一箇ヲ片假名一字ニ計算ス但シ括弧、轉倒句讀及字下線ハ各之ヲ片假名二字ニ計算ス

第三十條 歐文ノ普通辭ハ一語ノ聯綴十五字ヲ超エサルモノハ之ヲ一語ニ計算シ十五字ヲ超ユルモノハ十五字迄毎ニ又之ヲ一語ニ計算ス

第三十一條 歐文電報中ニ用キタル亞刺比亞數字ハ其ノ聯綴五箇ヲ超エサルモノハ之ヲ一語ニ計算シ五箇ヲ超ユルモノハ五箇迄毎ニ又之ヲ一語ニ計算ス

第三十二條 歐文電報中羅馬字又ハ亞刺比亞數字ノ孤立シタルモノハ之ヲ一語ニ計算ス

第三十三條 歐文電報中羅馬字ヲ以テ聯記シタル祕辭ハ數字ノ例ニ依リ之ヲ計算ス

第三十四條 普通辭及隱語ヲ混用シタル歐文電報中ノ普通辭ハ一語ノ聯綴十字ヲ超エサルモノハ之ヲ一語ニ計算シ十字ヲ超ユルモノハ十字迄毎ニ又之ヲ一語ニ計算ス

第三十五條 第十七條及第十八條ノ規定ニ違ヒ記載シタル語辭ハ數字ノ例ニ依リ之ヲ計算ス

第三十六條 歐文電報中第十一條ニ規定シタル國語ニシテ其ノ用法ニ違ヒ聯結若ハ省略シタルモノハ正當ノ聯綴方ニ依リ其ノ語數ヲ計算ス

府縣名、國名其ノ他ノ地名、船名、羅馬字ヲ以テ記載シタル數目及字典ニ依リ證明シ得ヘキ聯結語ハ發信人ノ記載スル所ニ從ヒ其ノ語數ヲ計算ス

第三十七條 歐文電報中左ノ文字及記號ハ其ノ一字又ハ一箇ヲ數字一箇ニ計算ス

- 一 順序數ヲ示ス爲ニ亞刺比亞數字ニ附加シタル羅馬字
- 二 商標、祕辭又ハ亞刺比亞數字ノ聯集中ニ用キタル諸點及歸除線

第三十八條 歐文電報中連續點ヲ以テ繋キタル語及略符ヲ以テ分チタル語ハ其ノ毎分語ヲ一語ニ計算ス但シ其ノ連續點及略符ハ之ヲ字數ニ算入セス

第三十九條 歐文電報中ニ用キタル終點、讀點、小讀點、重點、問標、感符、新章、括弧、轉倒句讀及字下線ハ各之ヲ一語ニ計算ス

第四十條 歐文電報ノ指定事項ニ用キタル略符號ハ各之ヲ一語ニ計算ス其ノ略符號ニ數字ヲ附記シタルモノ亦同シ

第四章 料金

第四十一條 通常電報料ハ別ニ規定アル場合ノ外左ノ如シ

- 一 市區町村内ニテ發受スル電報料
 - 一 和文 片假名十五字以内 金十錢
 - 二 歐文 五字以内ヲ加ツル毎ニ金三錢ヲ増ス
- 二 歐文 五語以内 金十五錢

前項以外ノ電報料

一語ヲ加フル毎ニ金三錢ヲ増ス

一 和文

片假名十五字以内

金二十錢

五字以内ヲ加フル毎ニ金五錢ヲ増ス

二 歐文

五語以内

金二十五錢

一語ヲ加フル毎ニ金五錢ヲ増ス

第四十二條 電報ハ特ニ規定アル場合ノ外其ノ字數又ハ語數ニ應シテ電報料ヲ課ス但シ和文電報ニシテ字數ニ

算入スヘキ文字記載ナキモノト雖十五字以内ノ電報料ヲ課ス

第四十三條 第三條ニ規定シタル局報ハ無料トス但シ課金局報ハ此ノ限ニ在ラス

第四十四條 特別電報料其ノ他特殊ノ取扱ニ關スル料金ハ別章ニ於テ之ヲ定ム

第四十五條 電報ニ關スル料金ハ發信ノ際郵便切手ヲ賴信紙ニ貼付シテ納ムヘシ但シ特ニ規定アル場合ハ此ノ

限ニ在ラス

第四十六條 電報ニ關スル料金ニ錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ錢位ニ切上グ

第四十七條 左ノ電報ニ關スル料金ハ其ノ納付人ノ請求ニ依リ郵便切手ヲ以テ之ヲ還付スヘシ

一 電信局所ノ過失ニ因リ受信人ニ到達セサルカ又ハ郵便ニテ到達シ得ヘキ時日ヨリ遅レテ到達シタル電

報ノ料金但シ第九十七條ニ依リ送達シタルモノヲ除ク

二 電信局所ノ過失ニ因リ照校電報ニ誤謬ヲ生シ且用辨ヲ關キタルモノノ料金但シ尋問ノ電報ニ依リ校正

シ得タルモノヲ除ク

三 電信局所ノ過失ニ依リ徵收シタル過納及誤納ノ電報料金

四 發信人ノ請求ニ依リ配達前停止シタル電報ニ對シ前納シタル返信料、受信電報料及配達料

五 電報直配達區域内ニテ配達シタル電報又ハ別使、解船若ハ滞留郵便ヲ以テ配達ヲ爲サリシ電報ニ對

シ發信人ノ前納シタル配達料

六 返信料前納證書ヲ以テ發送シタル電報ノ料金前納額ニ滿タサルトキハ其ノ殘餘ノ料金

七 第四百十四條ノ場合ニ於テ和文十五語ノ通常電報料ヲ控除シタル前納ノ返信料金

八 返信料前納證書ニ對シ返信料前納證書ヲ發行セサリシトキ又ハ返信料前納證書ヲ配達シ能クシテ發

行シタル證書ノ使用期間ヲ過キタルトキ若ハ交付シタル返信料前納證書ヲ其ノ使用期間ニ使用セサリシ

トキハ前納シタル返信料金

九 發信局所ニ於テ傳送前ニ返還シタル電報ノ料金

第四十八條 電報ニ關スル料金還付ノ請求ハ其ノ料金を納付シタル電信局所ニ之ヲ爲スヘシ其ノ期間ハ料金納

付ノ日ヨリ六十日間トス

第四十九條 電報ニ關スル料金ノ還付ヲ請求スル時ハ不達ニ係ルモノハ發信局所又ハ受信人ノ證明書、誤謬又

ハ遅延ニ係ルモノハ其ノ電報送達紙、返信料前納證書ヲ使用セサリシモノハ其ノ證書ヲ請求書ニ添付スヘシ

第五十條 同文電報ノ内一通若ハ數通ノ料金を還付スルトキハ原信電報料及同文電報料ヲ併セ之ヲ總通數ニテ

除算シ其ノ得數ヲ以テ還付スヘキ一通ノ額トス

第五十一條 二名以上ノ發信人ヨリ差出シタル電報ニ關スル料金還付ハ其ノ内ノ一名ニ之ヲ爲スヘシ

第五十二條 受信人ニ於テ電報ニ關スル料金ノ追納ヲ要スル電報ノ受取ヲ拒ミタルトキ又ハ追納ヲ要スル電報

ニシテ居所不明其ノ他ノ事故ニ因リ之ヲ受信人ニ交付シ能ハサルトキハ發信人ヨリ其ノ料金を徵收ス

第五十三條 電報ニ關スル料金を追納スヘキ發信人又ハ受信人カ二名以上ナルトキハ其ノ内ノ一名ヨリ之ヲ徵

收スヘシ

第五章 電報差出

第五十四條 電報ヲ發送セムトスルトキハ特ニ規定アル場合ノ外電信局所ニ之ヲ差出スヘシ

第五十五條 郵便ニ依リ電報ヲ差出ストキハ其ノ封筒ノ表面ニ「電報在中」ト記載スヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ

普通郵便料ニ限リ無料トナスコトヲ得

第五十六條 電信局所ニ電報受付函ノ設置アルトキハ電報取扱時間外ニ限リ發信人ハ之ニ電報ヲ差入ルルコト

ヲ得

第五十七條 左ニ掲グル電報ノ配達ヲ受ケタル者ハ配達ノ時ヨリ五分時間以内ニ其ノ電報配達人ニ依託シテ電報ヲ差出スコトヲ得

一 返信料前納電報

二 局待電報

三 別使配達電報

四 解船配達電報

第五十八條 豫納金ノ納付ヲ要スル電報ハ第五十五條乃至第五十七條ニ依リ差出スコトヲ得ス

第五十九條 第五十五條及第五十七條ニ依リ差出シタル電報ハ電信局所ニ到着シタル時ヲ以テ受付時刻ト爲ス

電報取扱時間外ニ到着シタル前項ノ電報及第五十六條ニ依リ差出シタル電報ハ總テ次ノ取扱開始ノ時ヲ以テ

受付時刻ト爲ス但シ電信局所ニ於テ特ニ時間ヲ定メス取扱ヲ爲スヘキ電報ヲ第五十七條ニ依リ差出シタル場

合ハ前項ノ例ニ依ル

第六十條 書法其ノ他ノ規定ニ違背スル爲發送シ得サル電報アルトキハ其ノ事由ヲ發信人ニ通知スヘシ

第六十一條 發信人ハ特ニ電報ノ著信局所ヲ指定シ差出スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ指定事項トシテ其ノ局所

名ヲ記載スヘシ

第六十二條 電報ヲ電信局所又ハ郵便局所ニ留置カムトスルトキハ其ノ局所ヲ肩書シ且留置ノ略符號ヲ以テ指

定スヘシ

第六十三條 發信局所ニ在リテ返信ヲ待ツコトヲ受信人ニ知シメムトスル電報ハ局待ノ略符號ヲ以テ指定ス

ヘシ

第六十四條 受信人以外ノ者ノ披見ヲ憚ル電報ハ親展ノ略符號ヲ以テ指定スヘシ

第六十五條 封緘セスシテ受信人ニ配達スヘキ電報ハ無緘配達ノ略符號ヲ以テ指定スヘシ

第六十六條 別使ヲ以テ配達スヘキ電報ハ別使配達ノ略符號ヲ以テ指定スヘシ

第六十七條 別使配達料ハ著信局所ヨリ三里以内ハ金二十錢トシ三里ヲ超ユルトキハ二里以内毎ニ金二十五錢

ヲ増ス

島嶼ニ宛テタルモノノ別使配達料ハ里程ニ拘ラス金二十錢トシ其ノ配達實費之レニ超過シタルトキハ實費額

ニ依ル

第六十八條 別使ヲ以テ配達スヘキ電報ハ發信ノ際其ノ配達料ノ最小額ヲ納付スヘシ

著信局所ヨリ三里ヲ超ユル場合ニ於テ發信人ハ其ノ里程ヲ豫定シ之ニ對スル配達料ヲ納付スルコトヲ得此ノ

場合ニ於テハ別使配達略符號ノ次ニ其ノ里程ヲ指定スヘシ

前二項ニ依リ納付シタル配達料ニ不足アルトキハ其不足額ハ受信人ニ於テ之ヲ追納スヘシ

第六十九條 受信人ノ追納スヘキ別使配達料ヲ發信人ニ於テ納付セムトスルトキハ別使料電報報知又ハ別使料

郵便報知ノ略符號ヲ以テ指定シ電報報知ヲ要スルモノハ和文電報十五字ニ相當スル通常料金郵便報知ヲ要ス

ルモノハ金三錢ヲ増納スヘシ

發信人ハ前項ノ追納料金ニ充ツル爲電信局所ノ指示スル相當金額ヲ豫納スヘシ其ノ豫納金ハ著信局所ノ報知

ニ依リ精算ス

第七十條 艦船ニ宛テタル電報ニシテ解船ヲ以テ配達スヘキモノハ解船配達ノ略符號ヲ以テ指定シ其ノ配達料

トシテ金二十錢ヲ納ムヘシ

第七十一條 艦船ニ宛テタル電報ニシテ別使配達及解船配達ヲ要スル場合ニ於テ發信人カ其ノ一方ノミヲ指定

シタルトキハ其ノ不足料金ハ受信人ニ於テ之ヲ追納スヘシ

第七十二條 書留郵便ヲ以テ配達スヘキ電報ハ書留郵便配達ノ略符號ヲ以テ指定シ其ノ配達料トシテ金七錢ヲ

納ムヘシ

第七十三條 發信人ハ電報差出ノ日ヨリ三日以内ニ限リ其ノ納付料金額ヲ記入シタル電報ノ受取證書ヲ請求ス

ルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ受取證書料トシテ受取證書一通毎ニ金三錢ヲ納付スヘシ

電報ノ受取證書ニハ其ノ受取證書料ニ當ル郵便切手ヲ貼付シ且消印シテ交付スヘシ

第七十四條 發信人ハ一通毎ニ金五錢ヲ納付シテ未タ傳送セサル電報ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第六章 電線託送

第七十五條 電話加入者ハ別ニ告示スル電信局所ニ豫メ届出テ其ノ使用ニ屬スル電話機ニ依リ電報ヲ發受スルコトヲ得

第七十六條 電話加入者ノ使用ニ屬スル電話又ハ郵便(電信)局電信局ニ連接スル電信電話ヲ以テ電報ヲ發受スルトキハ其ノ電話加入者又ハ電信電話ノ施設者ハ電報託送料トシテ電報一通毎ニ金三錢ヲ納ムヘシ

第七十七條 前條ニ依リ發スル電報ニシテ其ノ發受局所所在ノ市區町村内ニ配達シ又ハ該局所ニ於テ前條ノ電話加入者若ハ電信電話ノ施設者ニ送達スルモノハ一市區町村内ニテ發受スルモノト見做シテ料金ヲ課ス

第七十八條 電線託送電報發受者ノ納ムヘキ電報ニ關スル料金ハ毎月取纏メ翌月二十日迄ニ其ノ發受局所ニ納付スヘシ但シ一二等郵便(電信)局電信局ニ在リテハ通貨ヲ以テ之ヲ納付スヘシ

第七十九條 郵便(電信)局電信局ニ連接スル電信電話施設者其ノ施設ノ權利ヲ失ヒタルトキ又ハ之ヲ廢止シタルトキハ未納ノ電報料金ヲ即納スヘシ

第七十六條ノ届出ヲ爲シタル電話加入者加入ヨリ除名セラレタルトキ又ハ電線託送電報ノ發受ヲ廢止シタルトキハ發受局所ニ之ヲ届出ツヘシ此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ適用ス

第八十條 電線託送電報發受者電報ニ關スル料金又ハ私設電信規則第二十條ノ料金ヲ納付セサルトキハ其ノ滯納ノ期間電線託送電報ヲ發受スルコトヲ得ス

第七章 電報配達

第八十一條 電信局所(配達事務ヲ取扱ハサルモノヲ除ク)ヨリ陸上一里以内及其ノ局所所在ノ市區内ヲ電報直配達區域トス但シ必要ト認ムルトキハ其ノ區域ヲ制限シ又ハ其ノ區域外ノ地ヲ區域内ニ編入スルコトアルヘシ

第八十二條 電報直配達區域内ニ配達スル電報ハ配達料ヲ要セス

第八十三條 電報直配達區域外ニ配達スル電報ニシテ配達方ノ指定ナキモノハ無料ノ普通郵便ヲ以テ送達スヘシ

第八十四條 電報直配達區域外ニ居住スル者ハ電信局所ニ請求シテ別使、解船又ハ書留郵便ヲ以テ自己ニ宛テタル配達方指定ナキ電報ノ配達ヲ受クルコトヲ得但シ之ヲ受ケタルトキハ其ノ配達料ヲ納ムヘシ

第八十五條 別使配達電報ノ受信人ハ其ノ電報受取紙ニ捺印又ハ手署シテ直ニ之ヲ電報配達人ニ交付スヘシ

第八十六條 受信人自己ノ居所氏名ニ略號ヲ常用セムトシ又ハ電報ヲ受取ルヘキ者若ハ電報ノ配達場所ヲ特定セムトスルトキハ著信局ニ請求シテ其ノ略號又ハ配達先ノ登記ヲ受クルコトヲ得

第八十七條 受信人電報ノ配達ヲ待タズ著信局所ニ於テ之ヲ受取ラムトスルトキハ其ノ著信局所ニ請求シテ局渡證書ノ交付ヲ受クルコトヲ得

第八十八條 局渡證書ノ所持人著信局所ニ於テ電報ヲ受取ラムトスルトキハ其ノ時局渡證書ヲ示スヘシ

第八十九條 局渡證書ヲ交付シタル者ニ宛テタル電報ト雖著信ノ際證書ヲ所持スル者出頭セサルトキハ之ヲ配達ニ付スヘシ

第九十條 局渡證書ノ交付ヲ受ケタル者其ノ證書ヲ亡失シタルトキハ直ニ其ノ旨交付ヲ受ケタル局所へ届出ツヘシ此ノ證書ハ其ノ報告ヲ受ケタル時ヨリ其ノ效ヲ失フ

第九十一條 局渡證書不用ニ屬シタルトキハ其ノ交付ヲ受ケタル局所ニ之ヲ返還スヘシ

第九十二條 略號又ハ配達先ノ登記及局渡證書ニ關スル料金並其ノ納付手續ハ別ニ之ヲ定ム

第九十三條 受信人名ヲ連記シタル電報ハ其ノ内ノ一名ニ配達スヘシ

第九十四條 電報ノ誤達ヲ受ケタル者ハ其ノ事由ヲ記載シタル付箋ヲ爲シ直ニ之ヲ著信局所ニ返付スヘシ此ノ場合ニ於テハ無料郵便物トシテ郵便ニ付スルコトヲ得

其ノ電報ヲ開封シタル者ハ更ニ封緘シ尙其ノ事由ヲ付記スヘシ

第九十五條 受信人ニ交付シ能ハサル電報ハ著信局所ニ保管シ置キ其ノ受信人ノ居所氏名ヲ記載シテ少クトモ七日間之ヲ其ノ局所前ニ揭示スヘシ

第九十六條 電信局所留置電報ハ其ノ留置局所ニ到着シタル日ヨリ三日以内ニ受信人ニ交付シ能ハサルトキハ前條ノ例ニ依リ之ヲ揭示スヘシ

第九十七條 發信人又ハ受信人ハ其ノ不達ニ歸シタル電報ノ送達ヲ發信局所ニ請求スルコトヲ得其ノ請求期間ハ電報差出ノ日ヨリ六十日間トス

第八章 尋問改正及停止

第九十八條 發信人ハ既ニ差出シタル電報ニ關シ尋問、改正又ハ停止ヲ要スルトキハ之ヲ發信局所ニ請求スルコトヲ得其ノ請求期間ハ發信ノ時ヨリ七十二時間トス

受信人ハ既ニ受取リタル電報ニ關シ尋問ヲ要スルトキハ之ヲ著信局所ニ請求スルコトヲ得其ノ請求期間ハ電報ヲ受取リタル時ヨリ七十二時間トス

第九十九條 發信人ニ於テ其ノ差出シタル電報ニ關シ尋問ヲ請求スルトキハ其ノ尋問ニ要スル電報料ヲ納メ且返信ニ要スル電報料ヲ豫納スヘシ

第一百條 發信人ニ於テ其ノ差出シタル電報ノ改正又ハ停止ヲ請求スルトキハ其ノ通知ニ要スル電報料ヲ納ムヘシ若其ノ返信ヲ望ムトキハ之ニ要スル電報料ヲ豫納スヘシ

第一百一條 尋問、改正又ハ停止ノ爲發信人ノ豫納シタル電報料ハ返信電報ノ字數又ハ語數ニ應シテ精算ス

第一百二條 改正電報ニシテ其ノ原信配達後著信局所ニ到達シタルトキハ其ノ事由ヲ受信人ニ通知スヘシ

第一百三條 受信人ニ於テ其ノ受取リタル電報ニ關シ尋問ヲ請求スルトキハ其ノ尋問及返信ニ要スル電報料ヲ假納スヘシ

假納ノ電報料ハ尋問及返信電報ノ字數又ハ語數ニ應シテ收納ス但シ電信事務上ノ誤謬ニ因リ尋問ヲ爲スニ至リタル場合ハ之ヲ還付ス

第一百四條 本章ニ依リ往復スル電報ハ課金局報トス

第九章 閱覽正寫

第一百五條 發信人又ハ受信人ハ電報ノ閱覽又ハ正寫ヲ請求スルコトヲ得但シ請求人ニ於テ該電報搜索上必要ナル事項ヲ示ササルトキハ其請求ニ應セサルコトアルヘシ

第一百六條 電報ノ閱覽正寫ハ發信ニ在リテハ其ノ發信局所著信ニ在リテハ其著信局所ニ請求スヘシ

第一百七條 電報ノ閱覽又ハ正寫ヲ請求スル者ハ閱覽料トシテ電報一通ニ付金三錢正寫料トシテ和文ハ二百字以内毎ニ金五錢歐文ハ五十語以内毎ニ金十錢ヲ納ムヘシ

電報ノ正寫ニハ其正寫ニ當ル郵便切手ヲ貼付シ且消印シテ交付スヘシ

第十章 特別電報

第一節 至急電報

第一百八條 通常電報ニ先テ傳送ヲ要スル電報ハ至急ノ略符號ヲ以テ指定スヘシ

第一百九條 至急電報料ハ左ノ如シ
官報 通常電報料ノ二倍
私報 通常電報料ノ三倍

第二節 返信料前納電報

第一百十條 電報ノ返信ヲ受ケムトスル者ハ其ノ返信ノ電報料ヲ前納スルコトヲ得其ノ電報ニハ左ノ略符號ヲ以テ指定スヘシ

- 一 返信料前納ノ略符號 通常電報料ヲ前納スルトキ
- 二 返信至急ノ略符號 至急電報料ヲ前納スルトキ
- 三 返信照校ノ略符號 照校電報料ヲ前納スルトキ

和文十五字歐文五語ヲ超エテ返信料ヲ前納スルトキハ前項略符號ノ次ニ其ノ字數又ハ語數ヲ付記スヘシ

第一百十一條 返信料前納電報ヲ配達スルトキハ返信料前納アルコトヲ證明スル爲著信局所ニ於テ返信用紙ニ左

ノ事項ヲ記入シ返信料前納證書トシテ電報ト共ニ之ヲ受信人ニ交付スヘシ

一 返信料前納ノ金額

二 受信人名

三 發信局所名、發信年月日及發信番號

四 證書發行ノ年月日

第百十二條 返信料前納證書ノ使用期間ハ其ノ證書發行ノ日ヨリ三十日間トス此ノ期間ヲ過クルトキハ使用ノ效ヲ失フ

第百十三條 返信料前納電報ノ返信用紙ニ記載シテ差出ス電報ハ證書記載ノ金額ニ相當スル料金納付済ノモノトシ何レノ電信局所ニ於テモ之ヲ受付發送スヘシ

若其ノ電報ノ料金ニシテ證書記載ノ金額ニ超過スルトキハ其ノ超過額ニ相當スル郵便切手ヲ返信用紙ニ貼付スヘシ

第百十四條 受信人返信料前納證書ヲ受領スルコトヲ拒ムトキハ其ノ證書ヲ使用シ著信局所ヨリ發信局所ニ其ノ旨謀金局報ヲ以テ報知シ更ニ之ヲ發信人ニ通知スヘシ

第百十五條 居所不明其ノ他ノ事故ニ依リ返信料前納證書ヲ受信人ニ交付シ能ハサルトキハ之ヲ著信局所ニ保管ス

著信局所ニ保管シ置キタル返信料前納證書ハ其ノ使用期間ニ受信人ヨリ請求スルトキ又ハ該期間滿了後三十日以内ニ發信人ヨリ請求スルトキハ之ヲ交付スヘシ

(以下省略)

現行法律大鑑 終

現行法律大鑑

正價金貳圓八拾錢

明治四十一年七月二十三日印刷

明治四十一年七月二十五日發行

東京市麻布區谷町五十六番地

編輯者 內藤松次郎

發行者

東京市京橋區宗十郎町十五番地

印刷者 永田德之助

東京市京橋區宗十郎町十五番地

印刷所 合資東京國文社

著作權所有

發行所

東京市麻布區谷町五十六番地

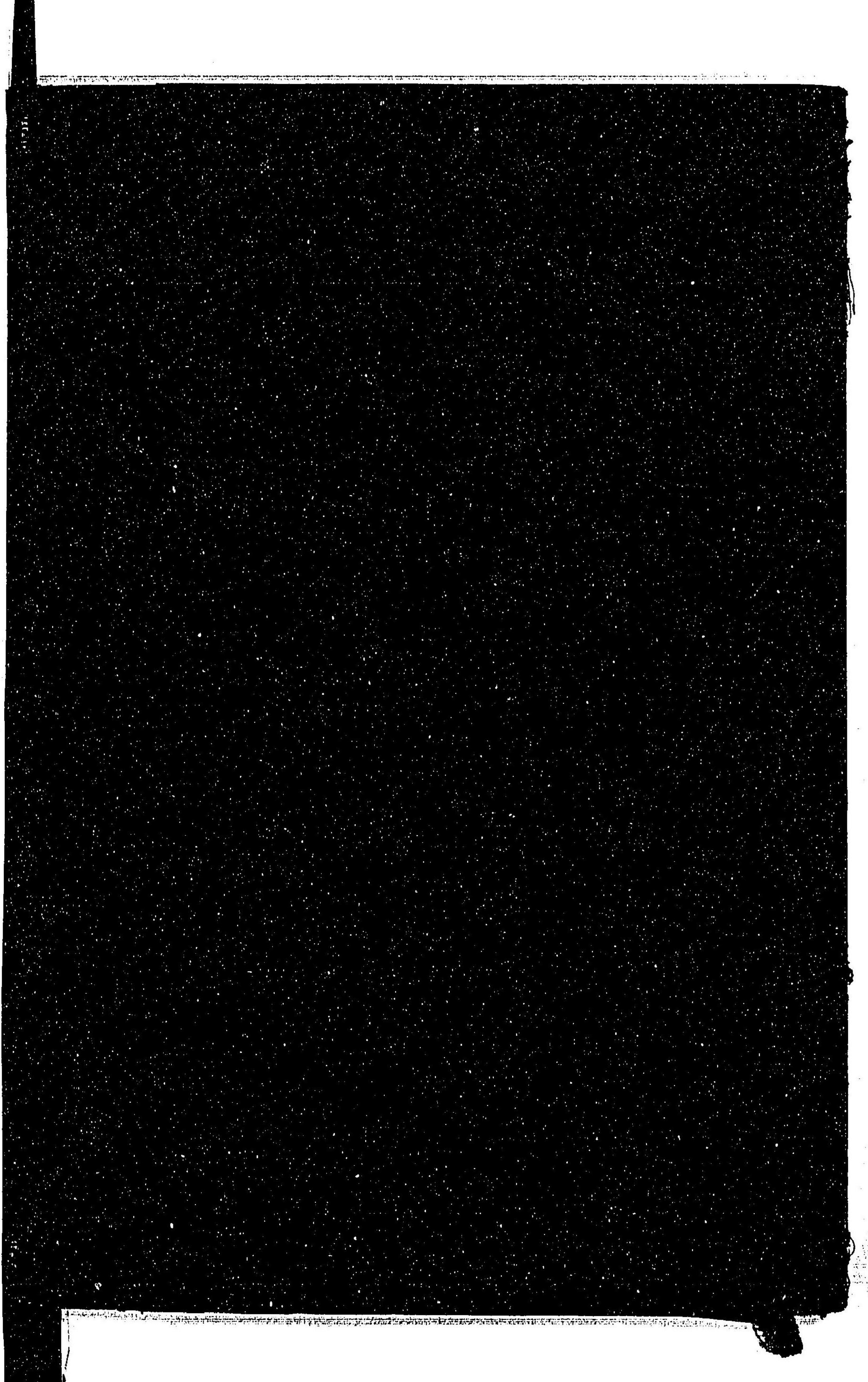
帝國法律學會

振替貯金口座番號(一三八七〇)

特約者ニ對スル特典

- 一 本會發行ノ法律書ヲ購讀スル者ハ本會ノ會員タルコトヲ得
- 一 會員タラントスル者ニハ會員證ヲ交付ス但シ之カ爲メニ會費ヲ要セス
- 一 本會々員ニハ法律上ノ質疑解答ニ應スルノ特典ヲ與フヘシ
- 一 本會々員ニシテ質問セントスル場合ハ會員證ノ番號、住所、氏名ヲ明記シ捺印ノ上
一件金拾錢(郵税共)ヲ添附スヘシ但シ郵券代用ヲ拒マス
- 一 質問ノ事項ハ六法以外諸般ノ法令ニ涉ルモ之ヲ妨ケスト雖モ質問文ハ必ス簡單明瞭
ナルヲ要ス若シ質疑ノ要領ヲ得サルモノ或ハ解答ノ價値ナキモノハ解答スルノ限リ
ニアラス
- 一 質問ハ必ス法律研究上ノ事項タルコトヲ要ス若シ鑑定ニ屬スル嫌疑アルトキハ解答
ノ責ヲ負ハス
- 一 會員ニシテ法律ノ制裁ヲ受ケントスルニ際シ之カ救濟ヲ求メンカ爲メ本會ニ助力ヲ
請ハル、場合ハ本會ハ忠實ニ其便利ヲ計ル可シ但シ或必要ニ因リ鑑定ヲ請ハル、ト
キハ特ニ相當ノ研究料ヲ要ス
- 一 本書出版後ノ法令ニ改正アルモノハ毎年帝國議會ノ閉會期ヲ以テ追録ヲ發行シ會員
中希望者ニ之ヲ頒布スヘシ但シ價格其他ノ方法ハ其際廣告スヘシ

73
201



73
201

030953-000-4

CZ-5-046

現行法律大鑑

帝国法律学会

M41

BBC-0310



